OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	『明史』 道学伝不成立をめぐる諸問題
Author(s)	滝野, 邦雄
Citation	中国研究集刊. 1998, 22, p. 9-55
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60769
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

『明史』道学伝不成立をめぐる諸問題

滝野邦雄
（和歌山大学）

『明史』道学伝というものは、存在しない。ただ、『明史』を編纂する過程において、道学伝を立てるかどうかということが、議論されただけである。

このことについては、黄雲眉「明史編纂考略」（『金陵学報』第一巻第二期・一九三一年刊）や李晋華「明史纂修考」（『燕京學報專号』三号・一九三三年刊）や内藤湖南『支那史学史』（十二　清朝の史学・一　明史の編纂・『内藤湖南全集』第十一巻・筑摩書房・一九六九年刊）や黄愛平『明史』纂修与清初史学」（『清史研究』一九九四年第二期（総第十四期））などに述べられている。が、これらは『明史』編纂に重点をおいて論述しているため、『明史』道学伝についてなされた当時の議論を紹介するにとどまっている。また、大谷敏夫（『清代政治思想史研究』第二章　康熙時代の江南文人社会と姜宸英・汲古書院・一九九一年刊）や佐々木愛（「毛奇齢の思想遍歴」・『東洋史研究』第五十六巻第二号・平成九年）などが、それぞれの論考と関わるかたちで触れている。

道学伝についての議論ということから、朱子学派と陽明学派との対立ということが考えられよう。ところが、以下で見て行くが、いわゆる朱子学派・陽明学派に分類される学者たちは、そろって『明史』道学伝に反対する。そこで、拙稿においては、どのような人たちが、『明史』編纂にたずさわったのか、どうした経緯で『明史』道学伝に賛成したり、反対したりしたのかという点について述べてみたい。

ちなみに、『明史』編纂についてなされた議論を集めた書物として劉承幹『明史例案』（一九一五年序）がある。繆荃孫（明史例案序）・劉承幹（明史例案敘）の序文によると、これは、『清史稿』編纂のための準備資料として用意された書物であるらしい。

一、『明史』の編纂

『明史』は、順治二年（一六四五）五月に編纂の詔が出されてから、雍正十三年（一七三五）十二月に完成するまで、九十年を要した。

趙翼（雍正五年～嘉慶十九年〔一七二七～一八一四年〕）はその間の事情を次のように述べている。

近代の諸史、欧陽公（欧陽脩）の『五代史』より外、『遼史』は簡略、『宋史』は繁蕪、『元史』は草率なり。惟だ『金史』のみ行文　雅潔にして、叙事　簡括なれば、稍や観る可しと為す。然れども未だ『明史』の完善なるに如く者有らず。蓋し康熙十七年、博学宏詞の諸臣を用いて、『明史』を分纂せしめ、葉方藹・張玉書　其の事を総裁し、継いで又た湯斌・徐乾学・王鴻緒・陳廷敬・張英を以て先後に総裁官と為す。而して諸纂修は皆な博学にして文を能くし、古を論ずるに識有り。後、〔張〕玉書　志・書〔の編纂に〕任ぜられ、〔陳〕廷敬　本紀〔の編纂に〕任ぜられ、〔王〕鴻緒〔列伝の編纂に〕任ぜらる。〔康熙〕五十三年に至り、〔王〕鴻緒の〔列〕伝稿　成り、表して之を上まつる。而して本紀・志・表　尚お未だ就らず。〔王〕鴻緒　又た纂輯を加え、雍正元年　再び表上す。世宗憲皇帝（雍正帝）張廷玉等に命じて総裁と為し、〔王〕鴻緒の本（『明史藁』）に即きて、詞臣を選びて再び訂正を加えしめ、乾隆の初め始めて進呈さる。蓋し六十年を閲して而して後　事を訖る。古来　修史の未だ此の如きの日　久しくして功　深き者有らざるなり（『廿二史箚記』巻三十一・「明史」条）。

趙翼は、清王朝編纂の『明史』に高い評価をあたえる。その理由として、六十年（趙翼は康熙十七年を編纂開始の年としている）もかけたからだという（注1）。

しかし実際には、その編纂作業にもいろいろと濃淡があったようである。李晋華「明史纂修考」（三　纂修中之三時期）によると『明史』編纂の作業を、次の三つの時期に分ける。

①順治二年より康熙十七年まで（一六四五年～一六七八年）

②康熙十七年より六十一年まで（一六七九年～一七二二年）

③雍正元年より十三年まで　（一七二三年～一七三五年）

①の時期は、実際の仕事はなされなかった。②の時期は、博学鴻儒科の及第者を編纂作業に従事させたため、精粗はともあれ、かなりの分量が書き上げられていった。そして、王鴻緒が康熙五十三年に『明史列伝藁』を進呈するまでになる。③の時期になって、まず雍正元年に王鴻緒が先の「列

伝」に本紀・志・表などを加えて進呈した。これが横雲山人『明史藁』とよばれるものである。ところが、雍正帝は、満足せず、書き直しを命じる。そして、乾隆四年七月に、本紀二十四巻・志七十五巻・表十三巻・列伝二百二十巻・目録四巻の、いわゆる欽定『明史』が完成する。

王鴻緒が康熙五十三年に『明史列伝藁』を進呈した時の疏には、それまでの事情を次のように述べる。

〔康熙〕五十三年、疏して言えらく、「臣（王鴻緒）旧と館職に居り、命を奉じて明史総裁官と為り、湯斌・徐乾学・葉方藹と互いに相い参訂し、僅かに数巻を成すのみ。臣〔康熙二十六年九月に服喪のため〕回籍して多年に及ぶに、〔康熙三十三年に〕恩もて召され重ねて史局を領す。而れども此れより前　編輯の諸臣　存する者有ること罕なり。惟だ大学士の張玉書　監修と為り、尚書の陳廷敬　総裁と為り、各々　一類を専らにす。〔張〕玉書　志に任じ、〔陳〕廷敬　本紀に任じ、臣（王鴻緒）　列伝に任ず。臣（王鴻緒）の原銜・食俸　二臣に比べ余暇有るを得るに因り、繁を刪り簡に就き、謬を正し譌を訂す。是の如くすること数年、分かてるを彙め帙を成す。而して〔康熙三十六年二月に〕大学士の熊賜履　続きて監修の命を奉じて、臣（王鴻緒）の列伝の諸稿を檄して、備録して奏進せしむ。〔張〕玉書・〔陳〕廷敬　暨びに臣（王鴻緒）皆な未だ〔熊賜履の書き改めた原稿を〕参閲せざれば、臣（王鴻緒）　伝稿に尚お舛誤多きことを恐る。〔康熙四十八年に〕恩を蒙りて帰田して自り、報称を図らんと欲し、因りて重ねて旧編を理め、残を捜し闕を補い、其の全きを薈萃するに、復た五載を経て、「列伝」二百八巻（『明史藁』巻首所収の王鴻緒の疏は「二百五巻」となっている。これは、『明史藁』と『明史列伝藁』との巻数の違いによる）を成す、其の間の是非邪正、悉く已に公論と成るに拠り、敢えて稍さかも私臆を逞しくせず。但だ年代　久遠にして、伝聞　辞を異にし、臣（王鴻緒）　未だ敢えて自ら信じて是と為さず。謹んで全稿を繕写し、御鑒に齎呈し、宜しく史館に付し、以て参考に備えん」と。旨を得て、明史館に下し察収さる（『清史列伝』巻十・大臣畫一傳檔正編七・王鴻緒）（注2）。

康熙三十三年に、朝廷に呼び戻された王鴻緒は、列伝の編纂に努力する。そうしたなか、康熙三十六年に熊賜履が明史監修となり、王鴻緒たちに原稿の提出を命じる。ところが、この熊賜履の編纂した『明史』は、康熙帝の御意にかなわなかった。また、王鴻緒も熊賜履の編纂した『明史』を見ておらず、間違いが多いことを恐れていた。そこで、

王鴻緒は、康熙四十八年に退職して後、五年をかけて「列伝」二百八巻を完成し、進呈した、というのである。

この時に進呈された『明史列伝藁』二百八巻は、版本となって少部数流通したようだ。侯仁之先生によると、雍正元年に進呈された『明史藁』と比較してみると、両者は内容がかなり異なっていると報告されている。

吾が師　鄧文如（鄧之誠）先生、始め燕京大学の為に訪（とら）べ、康熙刻本の『明史列伝稿』（ママ）一部を得、其の得難きを〔得たということを〕喜び、亟やかに余（侯仁之先生）に命じて雍正本（『明史藁』）の列伝を取りて異同を校勘せしむ。按ずるに、両本（『明史列伝藁』・『明史藁』）内容　頗る差異多く、巻数の分合に即きても、亦た各々同じからず。雍正本の列伝　二百五巻にして、康熙本は則ち実に二百八巻為り……（「王鴻緒明史列傳殘藁」・『燕京學報』第二十五期・一九三九年）。

ただ、私が、上海図書館所蔵の康熙五十三年刊の『明史列伝藁』（内、巻七十七～巻八十・巻一百四十二～巻一百四十六缺）と雍正元年刊『明史藁』の列伝の部分とを、比べてみたところでは、『明史列伝藁』では忠義伝が上・下に分けられ、列女伝が上・中・下に分けられているところが、列伝の構成の上での大きな相違点であった。これは、侯仁之先生の述べているとおりである。ところが、内容については、『明史藁』の列伝部分は、ほとんどが『明史列伝藁』の版木をそのまま用いていることから、埋め木などを用いての変更（時には版木そのものを取り替えている）はときどき見られるものの、忠義伝・列女伝を除くと、侯仁之先生が「内容　頗る差異多く」と言うようには感じられなかった。ただし、私はすべてにわたって比較したわけでなく、また侯仁之先生が比較に用いた『明史列伝藁』を見ていないので、侯仁之先生の発言の当否は断言できない（注３）。

『明史』については、稿本・写本を除くと、

◎康熙五十三年刊……『明史列伝藁』

◎雍正元年刊……『明史藁』（嘉永六年〔一八五三〕に高田藩によって和刻本も出されている）

◎乾隆四年刊……欽定『明史』

の三種類の刊本がある。

ちなみに、熊賜履の稿本についてであるが、汪景祺の『読書堂西征随筆』では、次のように伝えている。なお、以下において引用文に出典などがあり、特にそれを示す必要がある場合は、その箇所に番号をふり、引用文の後に明記する。

其の書（王鴻緒たちの編纂した『明史』のことか？）

成ると雖も、先帝（康熙帝）頗る以て疑いを為し、未だ刊布せざるなり。〔そこで〕熊相国賜履に命じて重ねて編して之を定むるを為さしむ。熊〔賜履〕携えて江寧に帰り、自ら涿水（司馬光）の（『資治通鑑』編纂所の）開局に比す。然れども意に任せて以て曲直を為す。又た目一丁字も識らざる者（『旧唐書』張弘靖伝）を廷致し、妄りに刪補を加う。性復た利を嗜むなり。故に明の臣の子孫の兼金を以て餽る者①有れば、則ち其の祖父の官に加え、増すに易名の典②を以てす。其の相国（熊賜履）と協わざる有れば、則ち其の先世の官階において之を降黜し、事跡之を詆毀す。真に魏収の穢史なり③（『読書堂西征随筆』一九三六年刊故宮博物院鉛印本・三十三葉・「熊文端明史」条）。

①『孟子』公孫丑下に「王　兼金一百を餽られて受けず」。朱注に「兼金とは好金なり、其の価　常に兼倍す」。

②『礼記』檀弓下に「諡を君に請いて曰く『日月　時有り。将に葬らんとす。其の名に易うる所以の者を請う』と」。

③『北史』巻五十六・魏収伝に、

〔魏収が魏の歴史書を編纂することになったが、魏〕収　頗る急にして、甚だしくは能く平らかならず、夙に怨み有る者は、其の善を没すること多し。……是に於いて衆口　諠然として、号して「穢史」と為す。

とある。

康熙三十六年二月に『明史』補正を命ぜられた熊賜履は（『澡修堂集』第二巻「進呈明史箚」による）、江寧（南京）で（実際にはこの時期、熊賜履は北京におり、南京に引退していない）、勝手に史実を曲げたり、賄賂をもらって手心を加えたりしたというのである。雍正二年の汪景祺の自序のあるこの書の伝えるところがほぼ正しいとすると、熊賜履の『明史』稿本も、それまでのものとは異なっていたのではないだろうか。

また、熊賜履の文集である『澡修堂集』に収められている「進呈明史箚」によると、

本紀十七・志十四・表五・伝二百四十一を計るに、総じて共に四百十六巻、凡そ三十四函なり（『澡修堂集』第二巻・二葉）。

とあり、巻数からも異なっていることが分かる。熊賜履は、康熙三十六年二月から五年をかけて『明史』を手直しして進呈する（「進呈明史箚」・『澡修堂集』第二巻・二葉＊『康熙実録』には、この記事は見当らない）。しかし、康熙帝の気には入らなかった。この進呈本を読んだ康熙帝は、康熙四十二年四月二十三日に「熊賜履の呈覧する明の神宗・

熹宗以下の史書四本を発出し」て、事実関係の誤りを指摘したり、清朝の勃興と関わりがあるところが記載されていない、として「熊賜履・王鴻緒等に問う可し」(『康熙実録』巻二百十二・康熙四十二年四月戊戌条)と述べる。

ここで、王鴻緒が熊賜履と連なって名前が挙げられていることからすると、熊賜履と王鴻緒とは共同作業を行なっていたのかもしれない。だが、熊賜履の呈覧したものが康熙帝から批判をうけたことから、先に見た王鴻緒の上奏文では、熊賜履との関わりがなかったということを意識的に述べているのだろうか。

なお、これまで王鴻緒が萬斯同の原稿を流用したというように言われ続けてきた。たとえば、銭大昕は、萬斯同の伝記を書き、その最後に次のように述べる。

乾隆の初め、大学士の張公廷玉等　詔を奉じて『明史』を刊定するに、王公鴻緒の『〔明〕史稿(ママ)』を以て本と為して、之を増損す。〔しかし〕王氏の〔『明史』稿〕大半は先生(萬斯同)の手に出づるなり(「萬先生斯同伝」・『潜研堂文集』巻三十八　伝二)。

しかし、萬斯同の稿本と断定できるようなものが見いだせない状況では、即断はできないのではないだろうか(注4)。

以上、ごく簡単に『明史』の成立について見てみた。以下において、康熙十八年から康熙二十五年頃に行なわれた道学伝についての論争を見てゆくことにする。そこで、どのような学者が『明史』編纂に従事するようになったのか、そして、『明史』に道学伝を立てることを誰が主張し、誰が反対したのか、そしてその理由はなぜかなどを考えたい。

二、博学鴻儒

康熙十七年一月二十二日に、康熙帝は、吏部に対して次のように諭して、優れた人材の推薦を命じる。

古より一代の興るに、必ず博学鴻儒(注5)有りて、文運を振起し、經史を闡発し、詞章を潤色し、以て顧問・著作の選に備う。朕(康熙帝)　萬幾の余暇に、心を文翰に游ばし、博学の士を得て、以て典学に資(たすけ)んことを思う。我朝　鼎を定めて以来、儒を崇とび道を重んじ、人材を培養す。〔しかし〕四海の広く、豈に奇才・碩彦、学問　淵通し、文藻　瑰麗にして、以て前喆を追踪す可き者無けんや。凡そ学行　兼ね優れ、文詞　卓越の人有れば、已に仕える・未だ仕えざるを論ぜず、在京の三品以上及び科・道の官員と在外の〔総〕督・〔巡〕撫・布〔政使〕・按〔察使〕をして、各々知る所を挙げしめよ。朕　将(もっ)て親から試み録用せん。其の餘の内外の各官、果たして真知灼見有れば、

内に在るものは吏部に開送し、外に在るものは〔総〕督・〔巡〕撫に開報し、〔官部・総督・巡撫が〕代わりて題もて薦するを為せ。務めて虚公〔の気持ち〕もて〔人物を〕延き訪れ　真才を得んことを期し、以て朕の賢を求め文を右ぶの意に副えよ……（『聖祖実録』巻七十一・康熙十七年正月乙未（二十二日）条＊『康熙起居注』には記載がない）。

そして、翌康熙十八年三月一日に推薦された百四十三名を體仁閣において試みた。試題は、『聖祖実録』や『康熙起居注』などによると、『書経』舜典の「璿璣玉衡を在にし、以て七政を斉う」をふまえた、

璿璣玉衡賦　四六序

と、『孟子』梁恵王下と告子下とにある「春は耕すを省て足らざるを補い、秋は斂むるを省て給らざるを助く」をふまえて出題された、

省耕詩　五言排律二十韻

とである。閲巻官は、保和殿大学士の李霨・保和殿大学士の杜立徳・文華殿大学士馮溥・掌院学士兼礼部侍郎の葉方藹であった。

その結果をうけて康熙十八年三月二十八日に、康熙帝は次のように諭す。

薦挙して到る文学の人員　已経に親しく試みれば、其の取るや一等に中る彭孫遹・倪燦・張烈・汪霦・喬萊・王頊齢・李因篤・秦松齢・周清原・陳維崧・徐嘉炎・陸葇・馮勗・銭中諧・汪楫・袁佑・朱彝尊・湯斌・汪琬・邱象随、二等の李来泰・潘耒・沈珩・施閏章・米漢雯・黄與堅・李鎧・徐釚・沈筠・周慶曾・尤侗・范必英・崔如岳・張鴻烈・方象瑛・李澄中・呉元龍・龐塏・毛奇齢・金甫・呉任臣・陳鴻績・曹宜溥・毛升芳・曹禾・黎騫・高詠・龍燮・邵呉遠・厳繩孫は倶に『明史』を纂修せしめよ。其の見任・候補及び已仕・未仕の各員は、何らかの分別を作し、授くるに職銜を以てせよ。其の餘の見任の者は、仍お原任に帰し、候補の者は、仍お候補とせしめ、未仕の者は倶に回籍せしめ、内に年老の者有れば、何らかの量るを作し職銜を給し、以て恩栄を示せ。爾ら部　一に并せて詳議して具奏せよ。告病の者は、必ずしも補試せず（『聖祖実録』巻八十・康熙十八年三月甲子（二十八日）条）。

博学鴻儒科の及第者すべてを『明史』の編纂作業に従事させよというのである。

秦瀛（乾隆八年～道光元年〔一七四三～一八二一〕）『己未詞科録』（嘉慶刊本）によると、試験の結果は、「上上」・「上」・「中」・「下」に分類され、「上上」を一等、「上」を二等として及第とし、「中」は三等、「下」は四等として、

落第とした。一等は二十名、二等は三十名いた。及第者は、それぞれ翰林院侍読・翰林院侍講・翰林院編修・翰林院検討を授けられた。

そもそも、康熙帝にとって博学鴻儒科とは、各地の衆望を集める意味を持つものであった。孟森は「己未詞科録外録」（『明清史論著集刊』所収・中華書局・一九八四年刊第二版）において、

〔康熙帝は、博学鴻儒科を用いて〕正に各地の人望を収めんことを願い、縉紳の子弟を以て先と為す。所謂ゆる「巨室の慕う所は、一国　之に慕う」（『孟子』離婁上）者なり。

と述べる。康熙帝は、国中の敬慕を得るために、「縉紳の子弟」を懐柔することによって、まず彼らの信望を得ようとした、というのである。また、楊海英の「康熙博学鴻儒考」（『歴史檔案』一九九六年第一期・総六十一期・一九九六年）によると、及第者のうち、十五名は確実に明朝の官僚の縁故者であったと言う。

また、明清の鼎革に遭遇したために科挙に応ずることができなかった人たちは推薦を求めてもいた。彼らは、別に清朝に対して抵抗の姿勢を示したのではない。恐らく、周囲の状況や体面の上から、やむなく明の遺老のふりをしなければならなかったのではないかだろうか。

江蘇・常熟の王応奎（康熙二十二年～乾隆二十四年？〔一六八三～一七五九？〕）の『柳南随筆』巻四には次のようにある。

康熙丁巳（康熙十六年）・戊午（康熙十七年）の間、貲を入れて官を得る者　甚だ多し。継いで復た博学鴻儒を薦挙す。是に於いて隠逸の士も亦た争いて薈穀（みやこ）へ趨き、惟だ與らざるを恐る。

三藩の乱の戦費調達のため、康熙十六年と康熙十七年（許大齢『清代捐納制度』などの研究では、康熙十八年のこととしている）とに行なわれた捐納によって官職を得た者が非常に多かった。それに引き続いて博学鴻儒科の推薦が始まると、「隠逸の士」が争って都へやってきて、推薦されないのを恐れたというのである。

王応奎は、博学鴻儒科の少し後に生まれている。したがってこれは完全な同時代資料というわけではないが、当時の雰囲気を伝えていると考え引用した。

しかし、これは詩文を一度提出するという試験だけで及第できる。当然、何段階もの厳しい試験をくぐり抜けてきた、科甲出身（いわゆる科挙及第者）の官僚たちにとっては、おもしろくない存在である。推薦をうけ受験しながらも及第できなかった閻若璩は、博学鴻儒の考試が行なわれる直前、次のようなことがあったと伝えている。

近ごろ、三月の御試に「三不如」の説を上（康熙帝）の前に進め、以て百四十三人〔の博学鴻儒科の受験〕者を毀つ者有り。上（康熙帝）の〔試験を行なうという〕意　寖やく衰え、一時　譁然たり。以為らく李林甫　「野に遺賢なし」と表賀すると異なる無し（注6）（〔與陸翼王〕・眷西堂刻本『潜邱箚記』巻五・十二葉）。

推薦された人たちを中傷するものが出てきたため、康熙帝の気持ちも醒めかけたというのである。

また、推薦されて受験した人物に中には危なっかしい場合もあった。たとえば施閏章である。施閏章は、試験の後、次のような手紙を書いている。

試巻　伝え出で、都下　都て（注7）紛紛として訛言するに、皆な我（施閏章）を第一名に推すと。久しくして、半月の後、方に閲巻さる。我　絶えて巻を送りて内閣諸公に與せず。初め亦た暗取のとき上上の巻に在りて、〔上位〕三・五名の中に列す。後に、詩の結句に「清彝（注8）」の二字有りて忌諱に触るるに嫌いするに因りて、竟に敢えて録されず。〔そのため〕高陽相国（李霨＊当時、保和殿大学士であった）の之を争うを得て曰く「巻の此の如き有るも、何ぞ二字を以て棄て置くに忍びんや。此れ太平なるを言うに過ぎざる耳。倘し査詰を奉ずれば、吾當に独り之を任ぜん」と。是に于いて姑らく留めて上上の巻の第十五名に在り。又た推敲され閣に停められること半月、則ち移して上の巻の第四に在り。皆な此の二字の祟いを作せばなり。……我（施閏章）平日　筆を下すこと頗る慎むに、独り此の二字　覚る（気づく）に及ばず。豈に天に非ずや（「施愚山鴻博時家書墨迹」二・『施愚山集』補遺一所収・黄山書社・一九九三年）。（注9）

「清彝」という二字を末尾に用いたために、李霨の弁護もむなしく、二等四名とされたというのである。李霨が太平の意味に過ぎないと言ったように「清彝」は、漢の蔡邕の文章などに用例のある言葉で、確かに「太平」の意味で用いられる。ところが、この言葉は、誤解を受けやすい、非常に危険な言葉であった。後になると、「清彝」は、いわゆる文字の獄の対象となる（注10）。告発を受ければ、重罪をうける危険性があった。

このような人物たちが、賦と詩とを一度だけ提出することによって官僚となり、科甲出身の進士たちと席を同じくするのである。万事が、うまく折り合わない。こうした事情を科甲出身の官僚である李光地は次のように述べている。

当時の鴻博（博学鴻儒）如えば陳維崧・厳蓀友・朱彝尊・潘耒等は、詩の上に于いては、原より幾年かの工

夫有り。〔また〕褻事もて記し得（学問も少しあった）、便わち眼中には科甲（いわゆる科挙及第者）を軽んず。科甲も又た其の布衣（庶民）を以て館を同じくするを嫉す。到底（つまり）久しからずして〔博学鴻儒の及第者は〕都（みな）趕出す。其の存する者は、還是（やはり）科甲なり（『榕村語録續集』巻九・本朝人物・十三葉＊以下において『榕村語録續集』からの引用は傅増湘が民国三十年頃に出版した刊本による。）。

庶人からいきなり官僚となった人達と科挙の難関をくぐり抜けてきた官僚達とは、「軽んじ」・「嫉し」あっていたというのである。そして最後には、庶人から官僚となったものは居づらくなり、博学鴻儒科出身で官僚として残っているのは、湯斌のようにすでに進士となり、再び博学鴻儒科に推薦されて及第した人達だけであった、というのである。

また、李光地は次のようにも言っている。

上（康熙帝）は潘耒・尤侗に職銜を加う。当時　鴻博（博学鴻儒）に挙げらる、如（たと）えば潘次耕（潘耒）・朱錫鬯（朱彝尊）・厳蓀友（厳縄孫）の三人は、学問源委なく、之を要するに記問①醜博なりと雖も、作る所の詩文は自ずから諸々の翰林の及ぶ所にあらず。潘次耕は時常に接談するに、其の挙動威儀、天生程式に中らず。如今（いま）の翰林の亦た軽浮にして体度なきも、却って又た是れ這様（このよう）ならず。其の言語　序なく、當に言うべからずして言い、當に問うべからずして問う。説話する口中　間字（無意味な言葉）　太はだ多く、汎音（「あの」とか「その」とかいう間投詞）無数なり。気　何を以て彼の如く其れ急ならん。動止（たちいふるまい）毫も端詳ならず。故に二徐②皆な之を軽んず。潘〔耒〕

徐立齋（徐元文）の家に在りて飲讌し、行酒するの時、芸初（徐乾学の子の徐樹穀）其の耳を執りて之に潅ぐ。潘〔耒〕　大いに平らかならず。出でて悪言す。立齋　時に総憲③と作（な）る。反って潘に向かいて曰く「飲酒は本々風流の事。何ぞ動気して（怒って）乃ち爾（かくのごとく）せん」と。潘〔耒〕　益々怒りて曰く「公（徐元文）は憲長為り。家法すら修められず、子弟乃ち此の如く賓客を軽侮するも、反って袒護するや」と。立齋も亦た〔徐樹穀に〕謝するを強う。潘次耕　遂に辞去す。未だ三日ならずして東海（徐乾学）　院長（掌院学士）の孫屺瞻（孫在豊）④をして其の浮躁軽薄を参（はか）りて去らしむ。〔また〕朱錫鬯は忽（たちま）ち講官に点せらる。東海

其の南書房に至り其の上に踞るを恐れ、遂に人を嗾（そそのか）して上言を為すらく、其の毫も知る所なく、動もすれば筆するを得ず、人又た軽躁なりと。遂に乃ち斥去す。厳〔縄孫〕時勢の乃ち爾るを見て亦た辞去す（『榕

村語録續集』巻十五・本朝時事・十葉)。

①『礼記』学記に「記問の学は、以て人の師と為すに足らず」。

②徐乾学(康熙九年に探花で及第)・徐秉義(康熙十二年に探花で及第)・徐元文(順治十六年に状元で及第)の三兄弟。

③総憲・憲長ともに左都御史の雅名*徐元文は、康熙十九年十一月七日から二十二年十二月十九日までこの地位にあった。

④孫在豊は、康熙二十二年十二月十三日から康熙二十五年三月十四日まで、掌院学士の職にあった。

どちらが「浮躁軽薄」なのかよくわからない。が、このように、博学鴻儒の人たちと科甲出身の進士たちとの間には、感情的な対立が存在していたようである。

当時の宮廷の寵臣の高士奇も博学鴻儒の及第者に対していい感情を抱いていなかった。高士奇は、科挙とは関わりがない。ただ、康熙帝の恩顧のみにしたがって、宮廷の実力者となっていった人物である。もっとも、高士奇もこの時、「同博学鴻儒」を特賜されていようだ(注11)。

ただ、高士奇は、正途出身の進士たちからも一目置かれる宮廷の実力者であった。その、高士奇に対して当て付けの詩を朱彝尊は作る。それが「詠古」二首である。(注12)

この詩は、かなり典故をふまえている。そこで、まずそれぞれの詩を読み下しにして、江浩然『曝書亭集箋註』(巻十三)・楊謙『曝書亭詩註』(巻十二)などによりその出典のある箇所に番号をふり、それを明記する。

漢皇　将に将たりて①羣雄を屈し、
心に許す淮陰国士の風②。
後来③を分かたず絳・潅④に輸し(敗れ)、
名は一十八元功より高し⑤。

①『漢書』韓信伝に「陛下　兵に将たる能わざるも、善く将に将たる、此れ乃ち〔韓〕信が陛下の禽と為るなり」。

②『漢書』淮陰侯伝に「蕭何曰く『諸将は得易きのみ。〔韓〕信の如き者に至りては国士無双なり』と」。

③『史記』汲黯伝に「陛下　羣臣を用いること薪を積むが如き耳、後に来る者上に居る」。

④『漢書』韓信伝に「〔韓〕信　漢王(高祖)の其の能を悪むを畏れ、疾と称して朝従せず。此れに由りて日々怨望し、居常鞅鞅とし、絳(周勃)・潅(潅嬰)と列を等しくするを羞ず」。

⑤『漢書』高恵高后文功臣表に「是に於いて以て丹書の信(あかし)を申(かさ)ね、以て白馬の盟を重ね、又た十八侯の位次を作る」。顔師古注に「蕭何・曹参・張敖・周勃・樊噲・酈

商・奚涓・夏侯嬰・滍嬰・傅寬・靳歙・王陵・陳武・王吸・薛歐・周昌・丁復・蟲達を謂い、第一より十八に至る」。

海内の詞章　定称有り。

南来の庾信、北の徐陵①と。

誰か知る著作　脩文殿②。

物論（世論）翻って祖孝徴③に帰す。

①庾信は南陽新野（河南省新野）の人、徐陵は東海郯（山東省郯城）の人。両名ともに南北朝時代の有名な詩人である。両名の詩風は「徐庾体」と呼ばれた。

また、趙執信（康熙元年～乾隆九年〔一六六二～一七四四〕）の『談龍録』（全一巻）によると「国朝の詩、〔朱〕彝尊及び王士正（王漁洋）を以て大家となす」とあり、朱彝尊（浙江省嘉興の人）と王漁洋（山東省新城の人）とは並び称せられたようである。そこからすると、朱彝尊は庾信を自分に、徐陵を王漁洋になぞらえていたのかもしれない。

②元の馬端臨の『文献通考』經籍考・子部・「修文殿御覧三百六十巻」条に次のようにある。

按ずるに……斑の行事、姦貪凶険なり。〔祖斑の人となりは〕盗賊小人の尤も良なき者にして、之を言えば則ち口舌を汚す。而るに其の編集する所〔の『修文殿御覧』〕、乃ち独り今に至りて世に伝わる。然れども斑　嘗て他人の売る所の『遍略』を以て質銭して（抵当にして）、杖を受く。又た嘗て官の『遍略』一部を盗みて、獄に坐し罪を論ぜらる。今〔の『修文殿御覧』の〕書は乃ち『遍略』の旧を盗みて以て己が功と為すこと毋らんや。『遍略』なる者は、梁の徐僧権の為る所なり。

③祖孝徴、名は斑、范陽逎の人。孝徴は字である。

斑　神情　機警、詞藻　逎逸、少くして令誉を馳せ、世の推す所と為る（『北斉書』巻三十九・祖斑伝＊『北史』巻四十七・祖斑伝）。

孟森は、この「詠古」二首を次のように解釈する。

『漢皇将将出羣雄、心許淮陰国士風。不分後来輸絳灌、名高一十八元功。』此れ　鴻博（博学鴻儒）の外、復た同鴻博（同博学鴻儒）有りて、学問　道うに足らざるも、知遇　特に隆きを謂う。又た云う『片石韓陵有定称、南来庾信北徐陵。誰知著作脩文殿、物論翻帰祖孝徴』。此れ尤も其の〔高〕士奇の為に発すること知る可し（〔己未詞科録外録〕・『明清史論著集刊』所収・中華書局・一九八四年刊第二版）。

第一首は、高士奇という人物が、博学宏儒を受験しなかったのに「同博学鴻儒」となり、学問はないが、康熙帝の恩

寵をうけていること詠んでいるとする。第二首も、高士奇のことであると考える。

そして、孟森は、第二首を詳しく説明し、祖考徴という人物は、高士奇にあてつけたとするのである。

……〔第四句目の祖孝徴という人物は〕本伝（『北斉書』・祖珽伝※『北史』祖珽伝）に又た言う「性　疏率、廉慎守道する能わず。〔……〕大いに納を受ける有りて、財産を豊かにす」の各語、則ち頗る〔高〕士奇の人と為りに肖たり。『修文殿御覧』を以て〔高〕士奇の著作に方ぶるに至りては、尤も奇切と為す。『通考』經籍考・御覧下（『文献通考』經籍考・子部・「修文殿御覧三百六十巻」条）に云う「珽の行事、小人の尤なれば、之を言えば則ち口を汚す。其の編集する所〔の『修文殿御覧』〕今に至りて世に伝わる。珽　嘗て『遍略』を盗みて衆きを論ず。今〔の『修文殿御覧』の〕書は乃ち盗みて以て己が功と為すこと毋からんや」。『遍略』なる者は、梁の徐僧権の為る所なり（同上）。

そして、高士奇の人となりから、朱彝尊のことにふれる。

……蓋し〔高〕士奇　本とより不学なるも、又た自ら文学を以て侍従し、時君（康熙帝）の特眷する所と為れば、造述（著述）を以て自ら表見するを多とせざる能わず。因りて其の苞苴の得る所を分かち、門客を養い以て捉刀（代作＊曹操の故事）の人と為す。〔そもそも著述の〕得失は則ち又た各々其の自ら為す所に聴も、已に并せて以て識別を加うる能わざるなり。

此れを以て上は主〔上の〕知〔遇〕を結び、特に博学宏儒を賜いて出身と為す。豈に己未〔の博学鴻儒科に〕同徴〔された者〕の玷に非ずや。（同上）。

詩は、なかなか解釈しにくいものである。が、孟森の解釈や当時の状況などから、あえて朱彝尊の「詠古」に含まれた意味を考えてみると次のようになるのではないだろうか。

第一首では、康熙帝（漢皇）が、高士奇（淮陰侯の韓信）を重んじ、いつの間にか、「同博学鴻儒」という博学鴻儒と同じ待遇を得て、博学鴻儒の人たちよりも名声を得ていることを言う。

第二首では、詩文においては評価が定まっているのに、人の著作を盗むようにして作りあげた書物で名声を得た高士奇の浅学さと、その貪欲さとに言及する。

当時、朝廷にいた王漁洋（王士禎）は、この詩を引用して

此れに因りて人の嫉む所と為る（『己未詞科録』巻九・三十二葉に引く『居易録』＊この文は康熙年間刊『居

易録』には、今のところ見当らない)。

と言う。

王漁洋がこのように書き残していることからすると、この詩を読むとすぐに誰のことを指しているのかが理解できたのであろう。高士奇は、進士出身ではない。しかし、用心すべき人物であった。宮廷で生きてゆくには、顔色を伺わないといけなかった。この高士奇について、李光地は、次のように述べている。

〔呉国対は〕別れに臨みて云う「〔宮廷の〕内に一中書　高士奇なる者有り。此れ時に官　小なりと雖も、然れども久しく人の下に居る者に非ず。君(李光地)須く留意すべし」と。後、一々其の言の如し(『榕村語録續集』巻十三・本朝時事・六葉)。

これは、康熙十九年に故郷から北京へむかう途中、揚州に立ち寄り、康熙五年の郷試の考官(座主)であった呉国対に面会した時の、別れ際の呉国対の発言である。呉国対の教えどおり、李光地は高士奇に注意してうまく乗り切る。

ところが、朱彝尊は詩文をもって「博学鴻儒」に及第したという自負と、うやむやのうちに「同博学鴻儒」という称号を得た高士奇にたいする反発などから、高士奇に対して批判的な詩を作ってしまったのだろうか。

こうしたことがたびたびあったのか、とうとう高士奇は激怒する。李光地は、「沢州(陳廷敬)　予(李光地)に語げて曰く」と言って、陳廷敬から聞いた話を、次のように伝えている。この時期は、康熙二十三年の一月二十九日から九月九日までの間のことであろう。

当日、潘次耕(潘耒)・朱錫鬯(朱彝尊)　南書房に在り。〔潘耒・朱彝尊の二人は〕高澹人(高士奇)と詩・文・論の頭(方法)　畧ぼ相い下らざるに過ぎず。澹人(高士奇)　便わち深く之を銜む。一日、〔高士奇が〕予(陳廷敬)に語げて曰く「此れらの輩の如きは、豈に独り君を近づく可からず、翰林すら如何ぞ做し得ん」と。予(陳廷敬)曰く「此れらの人の如きは、翰林と做不得とせば、還た何人の做す可きもの有らん。次耕(潘耒)　畧ぼ軽きこと些なるも、錫鬯(朱彝尊)に至りては還た是れ老成の人なり」と。高〔士奇〕は、往年、監中の考に在りて、吾(陳廷敬)の取る所と為り、〔そこで陳廷敬のことを〕老師と称す。〔しかし〕是の日は、復た師生の礼無く、忿然と色を作して曰く「甚麼老成の人なるか」と。手鑞を将って竟に地に擲ち、大声にて曰く「此等の似き、還た他は是れ老成の人と説うか。我(高士奇)は断じて他を饒ずず」と。我(陳廷敬)数日　南書房に入らず、時に〔陳廷敬は〕吏部侍郎為り①。上(康熙帝)怪しみ、予(陳

廷敬）に何為れぞ入らずと問い、又た侍衛を往遣し招呼す。〔そこで〕予（陳廷敬）始めて入る。……〔そして朱彝尊などは〕久しからずして、果たして皆な逐う所と為る（『榕村語録續集』巻十五・本朝時事・八葉）。

①陳廷敬は、康熙二十三年一月二十九日から同年九月九日まで、吏部右侍郎の職に在った。

高士奇は、朱彝尊らに対する怒りを述べる。そして、「久しからずして、果たして皆な逐う所と為る」、高士奇によって追い落とされたというのである。

朱彝尊の弾劾については、楊謙『曝書亭詩註』（木山閣刊本）巻首の「年譜」康熙二十三年条によると、次のように述べている。

〔康熙二十三年の〕是の月（一月）、劾を被り謫官せらる。時に『瀛洲道古録』一書を輯す。楷書手（注13）を以て自ら四方より經進さる書を随い録す。忌む者、潜かに牛学士鈕に請いて之を白簡（官を弾劾する上奏文）に形わす。吏議　當に落職すべきも、旨を奉じて降一級とさる（『曝書亭詩註』巻首「年譜」二十三年甲子五十六歳条・二十九葉）。

筆者生を用いて朝廷に送られてきた書物を随意に筆写したためであるというのである。また、「忌む者」とあるのは高士奇を暗にさしているのかもしれない。ちなみに、康熙十八年の博学鴻儒の試験があった時、施閏章は六十一歳、朱彝尊は五十一歳であった。

続いて、博学鴻儒の及第者が、明史館でどのように振舞っていたのかを見てみよう。

三、明史館にて

『明史』編纂は、明時代の東廠の跡地でなされた。史官は、五日に一度出勤して、担当の題目を与えられたという。その様子を『明史』編纂にたずさわった毛奇齢は、次のように伝える。

史館は前朝の東廠の地に在り。門に入るに廳事（事務所）無く、祇だ大堂三間あり。門を東西の隅に闢き、衡（みち）其の中に通ず。〔大堂の内側の〕四面　皆な球棲・明櫺（くびき）にして牖（れんじ窓）の如く然り。牖の下　周環　土炕（オンドル）を作し、門と相い接す。其の廊房　多しと雖も、然れども傾き圮（くず）れ葺を修せず。祇だ収掌司録の諸官及び録史監生のみ之に居る。史官　五日に一たび館に到り、題を領して寓に帰る。館に値（あた）るの日は文を繳すに過ぎざるのみ。但だ本朝　原と史館無く、諸々の史官　亦た並びに纂修の事無し。茲れ

専ら『明史』を纂修せんが為に設くるなり。祇だ其の儀注（儀式作法）に考う可からざる者有り（史館輿輟録・嘉慶元年序刊本『毛西河先生全集』所収＊以下、毛奇齢の文章は、編名のみを記す）。

そして、毛奇齢は続けて、監修の徐元文や総裁の葉方藹・張玉書たちとは「只だ一揖する」（注14）だけの関係であったと言う。

また、他の進士の人たちよりは格上であったと次に述べられることからすると、進士たちに対して、微妙な感情を持っていたのであろう。

上（康熙帝）〔博学鴻儒の〕制科を開きて自り、予（毛奇齢）らが輩　五十人を以て明史館官に充てらる。其の任に到るの日、監修・総裁と諸々の史官とは只だ一揖するのみ。〔明史館の中では〕監修・総裁は北牖を負いて南面し、簟（たかむしろ）を鋪き土炕（オンドル）に登りて坐す。諸史官　次を以て炕（オンドル）に登り、総裁に接して南面す。〔それ以外の並びきれない史官は〕東・西に環りて坐す。東に環る者は、転じて西面し、門（入り口）に至り止む。西に環る者は、転じて東面し、又た〔並びきれなくなると〕転じて北面し、門（入り口）に至り止む。全て比肩抗顔の嫌なし。其れ収掌司録は皆な中書主事、並びに堂に上りて参揖せず。監修は係れ満・漢の中堂。凡そ侍立する者は、内閣中書にして、進士出身　多し。諸々の史官とは亦た並びに一つも粛手（注15）せず。（史館輿輟録）。

執筆は籤引きで決定された。しかし、萬暦年間以後は、清朝の成立した時期と重なり合うので、なかなか執筆者が決まらなかったという。

其の〔それぞれが担当する『明史』の〕題　已に鬮（籤引き）もて分けられ、鬮に另するを得ず。而して萬暦以後の題　未だ分かつを経ざるは、則ち本朝　初めて中国に入り、又た或いは忌諱あるを以て、陰かに相い推諉すればなり（史館輿輟録）。

この時期、『明史』編纂に従事した毛奇齢は、山陰（浙江紹興）の張岱（萬暦二十五年？～康熙二十三年？〔一五九七？～一六八四？〕）に対して次のような書簡を送っている。それは、張岱の著書、それはおそらくライフワークとして著述した『石匱書』などの著作を『明史』編纂の参考にするため、提出してほしいと強引にいうのである。なお、文淵閣四庫全書本『西河合集』ではこの書簡は削除されている。

……今、先生の学力　姚美（美しさを競う）茂才にして、然も且つ「家に賜書有り」（『漢書』叙伝上）て、〔著述の能力は〕遠く欧九（欧陽脩）に過ぐを以て、

其の苦心の撰著、原より之を井中に蔵するを欲せず(注16)。而らば一旦史乗（史書）に移入し、之を其の人（『明史』編纂官、おそらく毛奇齢本人か）に伝えれば、先生の忼慨亮節は、必ず入仕を欲せず、而して寧ろ窮年矻矻（たゆまず努力する）として以て此の一編を究竟する者なるを将って、〔『明史』編纂官、おそらく毛奇齢本人によって〕発皇（広める）暢茂（繁栄させる）し、今日有るを致さん。此れ固とより有明の祖宗・臣庶の霊爽　天に在りて、幾經保ちて之を護り、式として之に憑く所の者なり。仲尼云う「賢者は其の大なる者を識る」（『論語』子張篇）と。向に仲尼をして復た生ぜ使めば、亦た當に嘖嘖として献賢を称せん。若し其の中に忌諱あれば、一概に禁ぜず、祇だ本朝の称謂を将って一易すれば便わち了る。其の事に至れば則ち正に顧みる可きは無し。且つ史　成りて呈進するのとき、當に詳しく諸書を列し、自りする所、敢えて蔑沫せざるべし。況んや此の書　既に史館に付過すれば、則ち此の後　正に人に示す可く、庸って再び閟ざすこと無きこと、尤も朗快と為す。書　至れば即ち啓鑰①を乞い、確として京兆の宅に付せば、〔私、毛奇齢が〕抄付せん。悚惕して具わらず（書・巻四・十四葉）。

①『書經』金縢篇に「籥を啓きて書を見れば、乃ち并せて是れ吉なり」、蔡沈の伝に「籥と鑰と通ず」。

張岱に著述を提出すれば、名前を残してさしあげる、などと毛奇齢は述べるのである。こうした書簡に対して、張岱がどのように対処したのかは、張岱の文集には該当する記載がなく、よく分からない。

また、手続き上の行き違いから博学鴻儒科を受験できなかった姜宸英は自分の曾祖父の姜応麟と先叔祖の姜思睿とを列伝に取り上げてもらうことを書簡で依頼している。

伏して望むらくは同館の諸賢と商略して例を定め、特に一伝を立つれば、則ち不肖幸甚なり（「寄張閣学書」『姜先生全集』巻八・二十三葉・湛園未定稿）。

そして、両名とも『明史』に立伝されている。

祖先ではなく、自分の母親を列女伝に記載してもらうために、母親の行状を、明史館に送ってきたものもいる。黄宗羲である。黄宗羲は、その行状の末尾に次のように述べる。

監修の徐立齋（徐元文）先生　之が為に特に列女に伝うとすれば、是れ吾が母　生に屈するも、顧だ死に伸びるを得て、子孫　當に世々忘れざるべし（「移史館先妣姚太夫人事略」）。（注17）

ただ、残念ながら『明史列伝藁』列女伝（上・中・下に分

かれる）・『明史藁』列女伝・欽定『明史』列女伝（一・二三に分かれる）ともに、黄宗羲の母である姚氏は立伝されていない。

以上のような人たちがいる反面、湯斌のように真面目に修史の仕事を行なっていた者もいた。湯斌は、子供たちにあてた書簡で、個人の文集があまり役に立たないことを嘆いている。

〔康熙十八年秋〕徐立老（徐元文）　已に衙門に到り、十六員の纂修を増す。王阮亭（王士禎）・李貞孟（李元振）の両公も皆な事を同じくす。已に館を開き、吾が州の先輩の李司空（李孟暘）・蔡司馬（蔡天祜）・魯光禄（魯邦彦）・李恭敏（李汝華）・袁司馬（袁可立）・李通政（李夢辰）　併びに唐定州（唐鉉）の伝は、呂新吾先生（呂坤）の「誌」・「伝」・「憂危疏」を査出す。〔そもそも『明史』執筆者が〕寄せ来たって〔列〕伝を立てるは、『実録』を以て主と為し、諸家の紀（ママ）録を以て参酌す。諸本の若きは皆な載せず、未だ私藁（本人の著作）を以て拠と為すに便ならざればなり。北人〔においては〕著述　功業　少なきも、理学の表表たる（特出する）者あり。南方〔においては〕博学・君子を号するも皆な未だ姓名を聞かず。驟かに之を言えば①、皆な愕然として嘆く可し（「寄示諸子家書」・『湯子遺書』巻四・六十八葉）。

①『荘子』天道篇に「驟かにして形名を語るは、其の本を知らざるなり。驟かにして賞罰を語るは、其の始めを知らざるなり」。

この書簡は、日付が記されていないので、はっきり断定はできないが、康熙十八年十一月頃に書かれたものであろう。

このように、博学鴻儒の及第者は、明史館においても、各人がそれぞれの個性にしたがって行動していたようである。また、彼らに対して列伝への掲載をはたらきかけるものもいた。

そもそも科甲出身の官僚たちは官界で生きてきた。もしもその世界で栄耀栄華を求めようとすれば、個人的な主義主張などよりも、権力を握ることが重視される。皇帝に対して諂うことも厭わない。彼らにとって、あらゆる主義主張は政治的な意味をもった上でなされるべきものであった。もともと「道学伝」の立伝もそうした意味から主張されたのである。ところが、いきなり官界に入ったり、官界での栄達を考えない人物は、政治的な意味を理解できず、宮廷内で他の官僚と衝突したりする。こうなると、官界には長く居られようもない。

では、道学伝を立てることを主張した人たちは、そこに

どのような意味を込めようとしたのかを見てゆこう。

四、『明史』道学伝

銭大昕は、『宋史』道学伝について、次のように述べる。

案ずるに、『宋史』「道学伝」を掇立し、「儒林」を別にす。意は、其の程・朱の学を推崇するなり（『廿二史考異』巻八十一・宋史十五）。

また、『四庫全書総目提要』も、

大旨は道学を表章するを以て宗と為す。餘事は皆な甚だしくは意を措かず（『四庫全書総目提要』巻四十六・史部・正史類二・「宋史」＊『書前提要』も同じ。ただし邵晋函の『分纂稿』にはこうした評価の語はない）。

と言う。

このように、『宋史』道学伝については、たとえば盧鍾鋒が『伊洛淵源録』の影響を受け、程・朱理学を表彰するために書かれた（「元代理学與『宋史・道学伝』的学術特色」・『史学史研究』一九九〇年）と言うように、いわゆる道統の流れの中に位置付けて考察されてきた。たしかに、程・朱理学の顕彰が主なことであったろう。だが、『宋史』道学伝が書かれたのは、元末である。周知のように、この時期、学術界では朱子学が主流を占めていた。また、『宋史』編纂に参加した学者は、元朝に出仕していた人物である。

趙翼が『廿二史箚記』で言うように、元朝による科挙によって進士となった官僚は、元朝に忠誠を尽くすのである。

元代　儒術を重んぜざるも、延祐中に始めて科を設けて士を取る。順帝の時、〔一度停止して復活し〕又た二〔度目の〕科〔挙の試験〕を停め、〔そうして後、再び〕始めて復す。其の時の所謂ゆる進士なる者は、已に積軽（長い間軽視される）の勢いに属す。然れども〔元朝の〕末年、「節に仗りて義に死する者」①、乃ち多く進士出身の人に在り（『廿二史箚記』巻三十・「元末殉難者多進士」条）。

①『後漢書』呉漢伝に「賊衆　多しと雖も、皆な劫掠の羣盗なり。『勝ちて相い譲らず、敗けて相い救わず』（『春秋左氏伝』隠公九年）と、節に仗りて義に死する者有るに非ず」。

いま、『宋史』に附された『宋史』修官員の名簿を見ると、史官として二十三名が挙げてある。数名のはっきりしない人物がいるが、そのうち、十名が進士、一名が郷試及第者である。すると、元朝に対して恩義を感じはするが、敵対する気持ちは持ち合わせていない人物が、少なくとも

半数あまりを占めていたと言えるのではないだろうか。だから当然、『宋史』編纂にあたっても、元王朝に対して都合のいいことを記そうとした、と考えられないだろうか。そうした観点から、『宋史』道学伝を見ると、その序には次のように述べられている。

〔道学は〕其れ世代の汚隆①・気化の栄悴に於いて、関係する所有るや甚だ大なり。道学　宋に盛んなれども、宋　用いるを究めず、甚だしきは厲禁有るに至る。後の時君・世主　天徳王道の治を復せんと欲するものは、必ず此れに来りて法を取らん（『宋史』巻四百二十七・道学一）。

①『礼記』檀弓上に「子思　曰く『昔者、吾が先君子は、道を失う所無し。道　隆なれば、則ち従いて隆にし。道　汚なれば、則ち従いて汚にす……』……」。

道学は、世の中の興廃と大きく関係する。そして、宋代において盛んになったが、宋朝はそれを徹底できず、禁止することまでした。しかし、「天徳王道の治」を再現しようとすれば、この道学を基準としなければならない、と言っているのである。

これは、『宋史』編纂の時期には元王朝が道学を禁止せず、それを用いて「天徳王道の治」を行なっていることを暗に宣言しようとしているものではなかったか。そのため、道学を禁止した有様などを詳しく道学伝として取り上げる必要があったのではないだろうか。

『明史』編纂についても、同じことが言えるのではないか。編纂するのは、明朝を継いだ清朝である。当然、清朝の立場からの編纂になる。とくに、科甲出身の進士たちは、本心はどうであれ、清朝に加担する気分が濃厚であった。そうした進士たちが特に重視したのが、康熙帝の意向である。では、康熙帝は、道学伝についてどう考えていたのであろうか。

康熙二十一年八月八日に康熙帝は、翰林掌院学士であった満人の牛鈕と漢人の陳廷敬と、次のような対話を行なっている。

〔康熙帝が〕因りて古今の人才　同じからざる所以の故を問う。二臣（牛鈕・陳廷敬）　奏すらく「大抵の聡明・才辨・記誦の学は其の無きを患えず。必ず人品端方（きちんとしている）・「貧に安んじ道を楽しむ」（『後漢書』韋彪伝）の士を求むるが、乃ち最も要なり」と。上（康熙帝）　深く以て然りと為して曰く「品誼（品性道徳）・操守（善行を積み志を堅く守る）実に至難と為す」と。因りて「道学の士は、必ず躬行心得に務めよ」と諭す。二臣（牛鈕・陳廷敬）奏すらく「漢・唐より儒者は、顓（もっ）ぱら力を経学に用い、以て立

身致用（致用は『易』繫辞伝にある言葉であるが、ここでは立身の役に立たせる意味）の本と為す。而して道学は即ち其の中に在り。宋に至りて、周・程の大儒絶学を倡明し、朱子　之を継ぎて其の成るを集め、諸儒の説を折衷し、先聖の道を発明し、徒に授け学を講じ、実に千古道学の宗と為り、天下後世に功有り。故に元人　『宋史』を修めて、特り道学の為に伝を立つるは、見無しと為さず」と。上（康熙帝）曰く「然り」と（『康熙起居注』康熙二十一年八月八日条・八七九頁＊『康熙実録』には記載されていない）。

牛鈕・陳廷敬の回答が康熙帝の御意にかなったことからすると、康熙二十一年の時には、康熙帝は、経学を学んでいるいわゆる儒者よりも、道徳的に優れた行いのできる道学者を重視していた。そして、元朝の人たちの見識も認めたことは、宮廷内で康熙帝の意向をうかがっていた高級官僚たちに影響し、『明史』道学伝の提案ともかかわるのではないだろうか。

そもそも康熙帝は、清王朝に先行する手本として元朝を、強く意識していた。異民族が漢民族を支配した大きな先例だからである。そのため、徐乾学たちは、元朝を持ち上げることで、康熙帝に取り入ろうと努力する。

たとえば、李光地は次のように行い、内閣学士から翰林院掌院学士になったという（注18）。これは、康熙二十五年七月から十二月までの間のことである（注19）。

余（李光地）閣学（内閣学士）たりし時、上（康熙帝）一日　臨軒し、忽ち中堂及び学士に「『〔資治通鑑〕綱目』は如何」と問う。時に宛平（王熙）・漢陽（呉正治）相公　皆な漫りに応じて「好し」と云う。上（康熙帝）転頭して余に問うて「如何」と曰う。余　曰く「臣（李光地）　平生　極めて此の書を喜ばず。……『続〔資治通鑑〕綱目』　元に于いては之が統を奪いて、允らず。元　已に百年　天下に君たり。宋の臣子の挙兵起事の若きは、還た忠孝を以て解説す可し。〔しかし〕凡そ〔元の〕百姓　一の乱を作す者有れば、則ち之を起兵と謂う。已に元の子民と為りて、乃ち叛民を以て義士と為すは、可ならんや」と。余　素より持論　此の如く、上（康熙帝）の意と〔完全に〕合すと謂わざるも、数日を隔てて鈎囚（引き留める）され、〔寵臣の〕明中堂（明珠）に問わるること止だ廿余件、他の多き者も十数件に過ぎざるに、余に問うこと五十七件なり。朝を挙げて震疎し、以て殊異となす。〔そして李光地は〕遂に掌院（翰林院掌院学士）に陞る。……（『榕村語録続集』巻七・史・四葉）。

康熙帝に対して、李光地は、元王朝は「統」を得た、正統

な王朝であることを『資治通鑑続綱目』にからめて主張する。李光地は、「上（康熙帝）の意と〔完全に〕合すと謂わざるも」と遠慮して述べているが、御意にかない昇進したという。

さて、『明史』道学伝は、康熙二十四年頃に徐乾学が『明史』編纂の過程で提出した「修史条議」の中の一条としてだされた（注20）。徐乾学の意図は、いま見た康熙帝の考えに沿ったものであった。

徐乾学は、「修史条議六十一条」のなかで、道学伝（徐乾学は理学伝とする）について次のように述べる。

明朝の講学する者、最も多く、成〔化〕・弘〔治〕以後、指帰　各々別あり。今、宜しく『宋史』の例の如く程・朱一派を以て別に「理学伝」を立つるに、如えば、薛敬軒瑄・曹月川端・呉康斎与弼・陳剰夫真晟・胡敬斎居仁・周小泉蕙・章楓山懋・呂涇野柟・羅整菴欽順・魏荘渠校・顧涇陽憲成・高景逸攀龍・馮少墟従吾の如きものもてす。凡そ十余人の外、陳克菴選・張東白元禎・羅一峰倫・周翠渠瑛・張甬川邦奇・楊止菴時喬あり。其の学　亦た程・朱を宗とするも、論説伝わらず、且つ別〔の列伝〕に建竪（たてる）こと有れば、亦た必ずしも入れず（「修史条議」・『憺園文集』巻十四・二十五葉）。

明代の講学するものは、成化・弘治以後は、いろいろな学派に分岐した。けれども、『宋史』道学伝の例に従って、『明史』道学伝を立てるべきだとして、その学者の名前を列挙する。

また、程・朱以外の立場の学者については、次のように言う。

白沙（陳献章）・陽明・甘泉　宗旨同じからず。其の後、王〔陽明〕・湛〔若水〕の弟子　又た各々門戸を立つ。要するに皆な未だ程・朱に合わざる者なり。宜しく『宋史』の〔陸〕象山・〔楊〕慈湖の例の如く「儒林伝」に入るべし。白沙の門人の湛甘泉若水・賀醫閭欽・陳孝廉茂烈は、其の表表たる者なり。荘定山昶は、白沙の友人為り。学も亦た相い似たり。鄒〔汝愚〕智謫宦さるを以て後に従学す。宜しく諫諍の諸臣と合伝すべし。王門の弟子、江右　盛んなりと為す。如えば、鄒東廓守益・欧陽南野徳・安福の四劉文・敏・邦・采・二魏良器・良政あり。他省に在りては、則ち二孟化鯉・秋有り。皆な一時に卓越す。聶雙江　宦蹟　平平なりと雖も、学　自得多し。羅念菴洪先本と陽明の弟子に非ず。其の学術　頗る白沙に似、王と甚だ別あり。許敬菴孚遠王・湛に淵源すと雖も、体験切実にして、再伝して劉念台に至り、益々平正に帰し、殆ど高〔攀龍〕・顧〔憲

成」と符合す。陽明・念台の功名　既に盛んなれば、宜しく名卿の列伝に入れ、其の餘は、総て儒林に帰すべし（同上・二十五葉～二十六葉）。

王陽明・劉念台は別に伝を立て、それ以外は、儒林伝に入れるべきだとするのである。

そして、いわゆる陽明学左派は、流弊が甚だしかったので、江西の儒者の後に付伝としておけばよいとする。

陽明は浙東に生まれ、浙東の学派　最も流弊多し。龍谿畿の輩　皆な心を信じて自得し、防検を加えず。泰州の王心斎　艮に至りては、隠怪　尤も甚だし、並びに必ずしも伝を立てず。江西の諸儒の後に附見して可なり。諸子中、銭緒山　稍や切近なり（同上・二十六葉）。

最後に、徐乾学は以上の意見をまとめて、次のように言う。

凡そ「理学伝」の中に載せる者は、豈に必ず皆な儒林に勝るや。『宋史』程・朱の門人　亦た多く象山に如かざる者有るも、特り学術の源流は宜しく一に帰すべし①。是れ程・朱を学ぶ者は切実平正を為し、流弊に至らざるのみ。陽明の説は、善く学べば②則ち江西の諸儒と為り、善く学ばざれば③則ち龍渓（王畿）・心齋（王艮）の徒と為る。一再伝して後、羅近渓（羅汝芳）・周海門（周汝登）の狂禅、顔山農（顔鈞）・何心隠の邪僻、固より弟子　寖やく師伝を失うに由る。然れども程・朱の門人をして必ず此に至らざらしむ（同上・二十六葉）。

①『史記』儒林伝に「韓生　『詩』の意を推して『内外伝』数万言を為る、其の語頗る斉・魯の間と殊なる、然れども其れ一に帰すなり」。

②『礼記』学記に「善く学ぶ者は、師　逸して功　倍す、又た従いて之を庸とす」。

③『礼記』学記に「善く学ばざる者は、師　謹めて功　半ばなり、又た従いて之を怨む」。

程・朱を学んだ学者は「切実平正」であったため「流弊」を起こさなかったからだという。だから、徐乾学は、『明史』のなかに理学伝を立てたいと主張するのである。

そもそも徐乾学は、明代後期を混乱した時代であるとして、次のようにとらえている。

正〔徳〕・嘉〔靖〕の間より、姚江（王陽明）　教えを立つるに〔陸〕象山の心学を以てして、永康の功利を兼ぬ。徐文貞（徐階）　當国たりて私に其の説を便とす。張江陵（張居正）に至りては、館師と為りて庶常をして日々上計吏に見え、利病を咨訪し、賓客に接引せしむ。漸く事　招揺し、士気　一変す。趙大洲（趙貞吉）の教習と為るや、則ち士子を導くに以て『楞厳

経』を講誦し、釈を引きて儒に入れ、名教を滅裂す。此れ罪を吾が道に得るの大なる者なり。流風　牽引し底止するを知らず。其の禍　今に至るも未だ艾らず。我が皇上（康熙帝）道徳　沖備し、之を聖学を益し、天下の人心を復し、一に之を古に帰さんと欲す（「翰林院教習堂題名碑記」・『憺園文集』巻二十六・十四葉～十五葉）。

徐乾学は、明代後期の学術の混乱は王陽明から始まり、その禍は康熙帝の時代まで続いていると言う。しかし、「道徳　沖備し」た康熙帝は、その弊害をなおそうとしている、とするのである。つまり、徐乾学は、明代後半から続く学術の混乱は、康熙帝の出現で回復すると述べているのである。

こうした発言は、徐乾学と対立した李光地ばかりが行なったかのように言われる（拙稿「李光地の評価問題について」（『経済理論』第二三四号・和歌山大学経済学会・一九九〇年刊）参照）。だが、このように徐乾学もかなり露骨に行なっているのである。高級官僚の地位を維持するためには、康熙帝の信頼を得ることが、非常に重要であったためであろう。

徐乾学の提案に同調した彭孫遹（注21）は、はっきりと「道学伝」と康熙帝とを結びつける。この彭孫遹は、博学鴻儒出身の官僚としては、珍しく順調に昇進してゆく。もっとも、彭孫遹はもともと科甲出身の進士であり。ここで見るように政治的な発言ができる人物であったためであろう。

彭孫遹は、次のように述べている。

竊かに惟うに、歴代の史、凡そ儒学の諸臣　皆な儒林列伝に載す。独り『宋史』儒林伝の前に、復た道学列伝一篇を立て、専ら大儒の程顥・程頤・朱熹を以て主と為し、其の門弟子に及びては悉ごとく編載を為す。蓋し道学の統　堯・舜より孔・孟に至るまで代々相い授受し、孔・孟　没して後千餘年にして程子・朱子を得て六経の蘊を発明し、遠く列聖の心に契（符合）す。其の学　至醇にして、其の功　至鉅なるを以て、故に特に此の伝を立て、以て孔・孟の真伝を衍し、正学を天下に明らかにす。誠に見無きに非ざる也（「明史立道学忠義二伝奏」・『松桂堂全集』巻三十五・十葉）。

歴代の正史は、儒学の臣を儒林伝に載せている。しかし、『宋史』において儒林伝の前に道学伝を立てたのは、程子・朱子の功績が大きかったためであり、また『宋史』編纂者たちに見識があったためだという。では、明代ではどうなのか。彭孫遹は続ける。

明の時、名儒　輩出す。〔しかし〕其れ程・朱の学に

于いて、或いは異なり、或いは同じくし、各々見る所有り①。然れども其の自る所を究むるに、皆な孔子を以て宗と為す（同上）。

①『漢書』儒林伝に「〔眭〕孟の弟子百餘人、唯だ〔厳〕彭祖・〔顔〕安楽のみ明と為し、質問疑誼、各々見る所を持す」。

明代には、名儒が輩出し、程・朱の学に対しては立場を異にするもの、同じくするものがあった。だが、そのもとを見ると、孔子の教えを宗としている。

彭孫遹の考える、孔子の教えとは次のようなものであった。

伏して念うに孔子の教えは「下学して上達」（『論語』憲問）し、「知を致して力行」（『二程全書』巻四十・論学篇）す。程・朱　循いて之を守り、道統　頼りて以て墜ちず。若し必ず下学を遺れ上達を希い、力行を舎てて致知を言へば、此れ諸儒に在りて精微を領悟するや、原より未だ嘗て実に己れに得て①、学ぶ者をして務めしむること無くんばあらざるも、〔しかし〕求むることの広く遠く深ければ、恐らくは教えを人に垂れる可からず（同上）。

①『孟子』尽心上に「故に士　己れを得」とあり、朱子は「己れを得とは、己れを失わざるを言う」と注する。

そして、続けて次のように述べる。

皇上（康熙帝）の睿聖聡明にして、儒を崇び学を好み、道法・治法の統　亶に一身に備わり、「君と作り師と作る」①の功　万国に訓い行なわる②〔時代〕に〔臣らは〕恭遇す。此れ千載の一時にして、正学　昌隆の会なり（同上）。

①『書経』泰誓上に「天　下民を佑け、之が君と作し、之が師と作す」。

②『書経』洪範に「是れ訓い是れ行なえば、天子の光を近ん」。

彭孫遹は、正学を盛んにするために、『明史』に道学伝を立て、正学のあるべき姿を示すべきだと言う。そうすることで、康熙帝の威光がますます明らかになると主張する。

今より『明史』を纂修するに、合に『宋史』の〔道学伝の程・朱とその弟子たちのみを記載した〕例に照らす無く、明儒の学術　醇正にして程・朱と脗合する者とを将って編して道学伝を為すべし。其の他　伝注に功有る及び学の未だ大醇ならざる者①は、仍お之を儒林伝中に入るれば、則ち大道②　混淆を致さず。而して聖謨（陛下のおしえ）　独り今古に高し。臣愚未だ敢えて輒便此が為に奏明して旨を請わず、伏して宸鑒の施行せらるを祈らん（同上）。

①韓愈『昌黎先生集』巻之十一に「読荀（ママ）」に「孟氏（ママ）は醇乎として醇なる者なり。荀〔子〕と揚〔雄〕とは大醇にして小疵あり」。

②『礼記』礼運に「孔子曰く、大道の行なわれると、三代の英とは、丘　未だ之に及ばざるなり」。

ここで彭孫遹が言いたかったのは、「学術　醇正にして程・朱と脗合する者」を『明史』道学伝を立てれば、康熙帝の威光をきわただせることができる、ということである。

徐乾学の「修史条議六十一条」のなかでは、明確には言及されなかったが、彭孫遹は明確に『明史』に道学伝を立てることと康熙帝のこととを結びつける。

どうして徐乾学や彭孫遹が、このようなことを述べたのだろうか。それは、康熙帝がそのように望んでいると理解したからであろう。だから、『明史』に道学伝を立てようと主張したのである。

続いて、『明史』道学伝の反対者たちの意見を見て行く。彼らは、それぞれの学派的立場から、各々の反対意見を提出する。

五、「道学伝」立伝の反対者たち

徐乾学や彭孫遹などが、康熙帝の意向を考慮して『明史』に「道学伝」を立てることを提案すると、たいへんな批判が起こる。反対するのは、『明史』の編纂事業にたずさわった張烈・湯斌・尤侗・陸隴其・朱彝尊・毛奇齢などである。また、明史館とは直接かかわりがなかったが、黄宗羲も常々『明史』編纂について、意見を聞かれていることからか（注22）、反対論を唱える。

張烈は、朱子学派を代表して反対する。陸隴其は、「儒学」と「道学」とを二つに分割することに対して批判的である。朱彝尊もだいたい同じような立場からの批判である。湯斌は、『宋史』道学伝の例にしたがうならば全体のバランスがとれない、つまり膨大な分量が必要となることを持ち出す。そして、価値判断を入れない歴史著述をすべきだと主張する。黄宗羲は、こうしたことをひっくるめて徐乾学の提案に対して逐一批判を加える。また、毛奇齢は、議論された当時は論争に加わらず、道学伝を立てないことが決定した後になって、陽明学的な立場から、道学伝を批判する。

事実関係ははっきりしないが、この議論の二十年ほど後に生まれた全祖望（康熙四十四年～乾隆二十年〔一七〇五～一七五五〕）は、

湯公（湯斌）　公（黄宗羲）の〔批判〕書を出し以て衆に示す。遂に之を去る（「梨洲先生神道碑文」・『鮚

埼亭集』巻十一）

と言っている。

反対者たちは、陸隴其・黄宗羲を除いて康熙十八年の博学鴻儒に及第している。張烈は康熙九年二甲三十二名の進士で康熙十八年一等三名・尤侗は二等十一名、朱彝尊は康熙十八年一等十七名、湯斌は順治九年三甲百六十七名の進士で康熙十八年一等十八名・毛奇齢は二等十九名、潘耒は二等二名である。陸隴其は康熙九年二甲二十七名の進士であり、康熙十八年の博学鴻儒には推薦されるが服喪のため参加していない。

彼らは、それぞれの立場から反対意見を主張する。そして、康熙帝の意見を尊重したいと考える徐乾学などの官僚達とぶつかる。つまり、康熙帝の意に沿おうとして行なった徐乾学たちの提案に対して、博学鴻儒科に及第した学者たちが反対する、という図式となっているのである。

以下において、具体的に彼らがどのように反対したのかを見てみる。

①張烈と陸隴其と

張烈は、

程・朱を以て宗と為し、深く陽儒陰釈の徒を疾み、邪を閑ぎ（『易』乾卦・九二文言伝）道を衛るを以て己が任と為す（陸隴其「王学質疑後序」・『三魚堂文集』巻八）。

といわれる朱子学の信奉者であった。また、

弘治の己未（一四九九年）に〔王〕陽明　進士と成り、其の年の六月、孔廟　災あり。九月、建陽書坊　災あり。蓋し〔王〕陽明の出づるは、孔〔子〕・朱〔子〕の厄なり。天象　昭著なるも、人　知るに及ばざるのみ。愚（張烈）謂へらく、程・朱の規矩を破壊し、聖賢の門庭を蹂躙する者、此れなり（『王学質疑』附録「読史質疑四」）。

などと言う人物である。宮廷内でも、常に人々に「格物」することを求めて玂蹙を買っていたらしい（詳しくは拙稿「李光地の眼を通して見た湯斌の失脚」（上）参照（『経済理論』第二七三号・和歌山大学経済学会・一九九六年））。

張烈は、次のように言う。

『宋史』に道学伝有り。惟だ『宋史』にのみ宜しく之有るべし。周・程　先聖の絶緒を紹ぎ、朱子　諸儒の大成を集む。〔だから〕道学を以て伝を立つるは宜しきなり。餘は、則ち篤学なること蔡西山父子（蔡元定と蔡淵・蔡沆・蔡沈）の如き、高明なること陸子静兄弟（陸九齢・陸九淵）の如き、純粋有用なること真西山（真徳秀）の如きも、僅かに之を儒林に列すのみ。

此れ『宋史』を為る者　識有ればなり。元儒の許魯齋（許衡）・劉静修（劉因）・呉草廬（呉澄）・許白雲（許謙）・金仁山（金履祥）の如きは皆な聖門に功有り、而して許　最為り。然れども終に敢えて程・朱に比べず。故に〔『元史』は〕道学伝を立てず。此れ『元史』を為る者　識有ればなり。有明一代の若きは、道学伝に立つるに堪うる者は誰ぞや。純正なること曹月川（曹端）・薛文清（薛瑄）の如きも、真西山・許魯齋に過ぐる能わず。光芒横肆なること陽明（王守仁）の如き者は、孔・孟に仮りて以て禅宗を文り、権謀に籍りて以て道徳を標し、程・朱の規矩を破壊し、聖賢の門庭を蹂躙す。嘉〔靖〕・隆〔慶〕より下、講学する者　天下に偏く、人人各おの宗旨を樹て、卒に之を仏・老に納降し、雑・覇に流遁す。総じて以て其の　名利を争い、富貴を攘むの私を成す。聖門を辱むること焉れより甚だしきは莫し。而して其の原始を溯れば、陽明実に首禍為り。此の如くして之を道学に列すれば、恐らく天下後世の稍や聖人の道を知る者、必ず史臣を以て識無しと為さん。愚　故に疑うらくは「道学伝」立てざるべしと（「読史質疑三」・『王学質疑』付録）。

『宋史』に道学伝を立てたのは、宋代の学者が儒学の復興に成功したからであり、理由があってのことである。だが、明代には、道学伝に立てるべき儒者がいないこと、それと、嘉靖・隆慶以後の学術の混乱の元凶は王陽明であり、その王陽明を道学伝に取り込むと、後世から見識のなさを指摘されるという二点を主張して、道学伝を作ることに反対する。張烈の主張の中心は、王陽明を道学伝に入れるべきでないことにあった。ただ徐乾学の「修史条議」では、王陽明は儒林伝に列すべきだとしている。したがって、張烈は直接に「修史条議」を見て反対意見を述べたわけではない。しかし、『明史』編纂者の間では、道学伝に立てるべきだという雰囲気があったのであろう。

続いて陸隴其である。陸隴其は、徐乾学から道学伝について質問をうけたことに返事を出して次のように述べる。呉光酉の『陸稼書先生譜定本』（雍正六年刊・中華書局一九九三年刊『陸隴其年譜』所収による＊上海図書館所蔵『陸稼書先生譜定本』にはこの書簡は記載されていない）によると、この書簡は康熙二十三年八月条に掛けてある。

まず陸隴其は、

……『明史』道学伝を下詢さるを蒙るに至る。〔陸〕隴其　向に竊かに先儒の緒餘を窺うを好むと雖も、然れども簿書に汨没して自り以来、久しく茅塞し①、何ぞ以て此れを議するに足らん（「答徐健菴先生書」・『三魚堂文集』巻五）。

①『孟子』尽心下に「為間く用いざれば、則ち茅　之を塞ぐ」。

と謙遜する。そして、張烈の「道学伝」反対の意見に触れる。

間嘗て張武承（張烈）の『読史質疑』を見るに「『明史』道学伝は、以て立てざるべし」と云う。初めは甚だ其の論に駭くも、潜かに之を玩味するに、此の言の孟浪に非ざるを覚ゆ。嘗て竊かに其の意に因りて之を推すに、史に特例有るも、後人　必ずしも道うを尽くさず。〔それはたとえば〕司馬遷　「孔子世家」を作るは、特に大成の聖を尊ぶ所以にして、後世の儒者の孔子の道を述ぶるも、必ずしも尽くは世家に列せざるが如きなり（同上）。

続けて、道学伝について述べてゆく。

『宋史』「道学伝」を作るは、前史　未だ有らざる所なり。蓋し周・程・張・朱　千聖の絶学を紹ぎ、卓然として儒林の上に高出す、故に特り此の例を起こして以て之を表す。猶お之れ「〔孔子〕世家」を以て孔子を尊ぶがごときのみ。後世の儒者の周・程・張・朱の道を述ぶるも、必ずしも尽く「道学伝」に列せざるなり。必ずしも〔明代の〕薛〔瑄〕・胡〔居仁〕の諸儒　周・程・張・朱に及ばざるに非ず。但だ「作」と「述」とは則ち須く辨かつことあるべし。道学　未だ明らかならざれば、創りて之を明らかにするは、此れ作者の事なり。道学　既に明らかなれば、因りて之を守るは、此れ述者の事なり。其の間　邪を闢き正を崇とび、廓清の功　少なからずと雖も、要するに皆な宋儒の已に明らかにする所の者を以て之を明らかにす。初めより宋に加うること有るに非ざるなり。『明史』の中に於いて此の一目を去りて、以て特り濂・洛・関・閩を尊ぶの意を示せば、亦た以て天下の「作」を好みて「述」を好まず、〔また〕未だ嘗て先儒の源委本末を窺見せずして、急ぎて自ら一家を成さんと欲する者を止む可し（同上）。

『宋史』に「道学伝」が置かれたのは、宋代の儒者たちが「道学」というものを「作」ったからだとして、張烈と同じように『宋史』に道学伝が立てられたことは賛成する。ただ明代では、道学を「作」ったのではなく、守っていただけである。これは「述」の行為である（注23）。したがって、『明史』において「道学伝」を設けず、濂・洛・関・閩を尊重する姿勢のみを示せばよいのであって、そうすることで勝手な議論をするもの達、つまりは陽明学派への抑止力にもなる、とする。

また、儒と道学とは別個のものではなく一つのものであ

るとの意見も述べる。というのも、『宋史』に道学伝が立てられてから、儒学の外に道学があると理解するものがあらわれ、道学的な価値観から逸脱しながらも、儒者であると主張するものたちが出てきたためであるという。そのためには、いま一度、道学と儒学とが一体のものであることを示さなければならないと主張する。これは、四で見た康熙帝の意見と異なる。康熙二十年の時点では、康熙帝は、道学のほうが儒学よりも優位にあると考えていた。

且つ「道学」の二字を以て之を論ずるに、「道」とは天理の当然にして、人々の当に学ぶべき所のものなり。既に儒者と為りて、未だ道学を知らざる可きもの有らず。道学を知らずして、便わち儒者為る可からず。儒林と道学と分かちて自り、世の儒者以為えらく道学の外に別に一途有りて以て自ら処る可しと。〔そうすれば〕自ら道〔学〕を外にすと雖ども、猶お儒為るを失せず。遂に厳然と自ら命づけて儒と為し、道学を詆毀して顧みざる者有り。知らず『宋史』「道学」の目は、借りて以て濂・洛の諸儒を尊ぶに過ぎず、儒者は道学と途を分かつ可しと謂うに非ざるを。今、若し合して之を一とすれば、人をして道学の外に別に儒者無きを知らしめ、以て人心を提醒するに於いて、功　亦た少なからず。〔『宋史』のように〕道学を儒林の上に尊ぶは、儒の宗を定む所以なり。〔『明史』において〕道学を儒林の内に帰す〔ように「道学伝」と「儒林伝」とを一つにすれば、それ〕は、儒の実を正す所以なり。『宋史』・『明史』、相い表裏を為す〔ようにする〕は、亦た可ならざるや（同上）。

②尤侗

尤侗も、反対の意見を述べる。

歴代の史　止だ儒林・文苑有るのみ。而るに『宋史』独り道学伝を立つ。道学の名立ちて、偽学の禁　起く。朱・陸　同異有りと雖も、其の道学為るや一なり。今　朱子を以て道学に入れ、而して陸氏兄弟（陸九齢・陸九淵）を以て儒林に入るは、可ならんや。且つ呂祖謙・蔡元定・胡安国・真徳秀・魏了翁　皆な道学の嫡派なるに、並びに儒林に入るは、豈に当を為さんや。初め『明史』を修めるに、道学伝を立てんことを擬す。而れば明朝の道学　竟に門戸を分かつ。薛瑄以下は、朱を宗とする者なり。王守仁以下は、陸を宗とする者なり。又た陳献章が江門の別派有り。若し道学伝を立つれば、則ち彼此　訾謷（そしる）し、已む時靡し。予（尤侗）　謂へらく、文清（薛瑄）は宰相にして、文成（王陽明）は通侯なれば、並びに大伝に列し、餘

子は倶に儒林に入るれば可なり（『艮齋雑説』巻二）。

朱・陸は異同はあるが、道学を行なっているというところからすると一つのものである。だから、『宋史』道学伝の分類も不十分である。『明史』に道学伝を立てれば、朱・陸をそれぞれ宗とするものが、誹謗を行なうことになってしまう。そこで、王陽明と明代の朱子学派の大物である薛瑄とを、それぞれ一つの伝に立て、他はすべて儒林伝に入れればよい、と言う。ここからすると、尤侗はどちらの学派にも肩入れすることなかったようである。尤侗の朱子学と陸・王学とを道学という立場からすると一つのものであるとする考えは、きわめて大雑把な主張であった。

この文章が、いつ書かれたかははっきりしない。『艮齋雑説』には、康熙二十九年の自序があるので、それ以前のことであろう。

なお、『悔菴年譜』（康熙年間刊本『西堂全集』所収）によると、尤侗は弘治年間（一四八八年～一五〇五年）から正徳年間（一五〇六年～一五二一年）に活躍した人たちの列伝の編纂にたずさわったようである。

予（尤侗）〔明史館の中で〕第五班に列し、弘〔治〕・正〔徳〕の諸臣の列伝を分纂す（『悔菴年譜』巻下・三葉）。

したがって、六で見る毛奇齢の発言のとおり、尤侗は王陽明の列伝を担当したのではないだろうか。もっとも、厳密に言うと王陽明は弘治の一つ前の成化八年（一四七二）から正徳の次の嘉靖七年（一五二八）にかけての人なのであるが。

③朱彝尊

朱彝尊は、『明史』編纂にかんして、いろいろと提案を行なった。『曝書亭集』巻三十二に収められている「史館上総裁書」がそれである。この「書」は、第七書までである。道学伝にかんしては、第五書で述べられている。

昨　高齋（ご自宅）を過ぎりて、閣下の他出に値る。閣者　客坐に延く。案（テーブル）に閣下の手疏の史目有り、蓋し〔『明史』の〕体例の初稟なり。取りて之を誦むに、儒林伝有り、又た道学伝有り。閣下　正学を講明にして、洛・閩の淵源に深ければ、道学の為に伝を立てんと欲するは固より宜しきなり。然れども〔朱〕彝尊　竊かに以て必ずせずと為すなり（「史館上総裁第五書」・『曝書亭集』巻三十二・書二・八葉）。

そして朱彝尊は、次のように述べて反対する。

……元〔朝〕　『宋史』を修め、始めて「儒林」・「道学」を以て析けて両つと為す。経術を言う者は、之を「儒林」に入れ、性理を言う者は、之を別ちて「道学」

と為す。又た洛・閩に同じくする者を以て之を「道学」に進め、異なる者もて之を「儒林」に窴く。其の意は、経術を以て粗と為し、性理もて密と為す。〔また〕朱子もて正学と為し、楊・陸もて岐塗と為す。〔そのうえ〕軒輊（毀誉褒貶する）・進退（毀誉褒貶する）・予奪の権を黙寓（暗に託すこと）し、『春秋』の義に比するなり。然れども六経は、治世の大法、「君を堯・舜に致す」①の術なり。是に外ならず。学ぶ者　従いて之を修明すれば、伝心の要・会極の理・範囲曲成②の道、未だ嘗て備わらざるにあらず。故に「儒林」は以て「道学」を包むに足り、「道学」は以て「儒林」を統ぶ可からず。夫れ多文を之れ儒と謂い③、特立を之れ儒と謂い④、「道を以て民を得るを之れ儒と謂い」⑤、「古今を区別するを之れ儒と謂い」⑥、「天地人に通ずるを之れ儒と謂う」（『法言』君子）。儒の義為る大なり。道学に遜譲すること有らざるなり（同上）。

①杜甫「奉贈韋左丞丈二十二韻」に「君をして堯舜の上に致し、再たび風俗をして淳ならしむ。

②『易』繋辞伝上に「天地の化を範囲して過ぎず、万物を曲成して遺さず」。

③『礼記』儒行篇に「〔儒者は〕多文　以て富と為す」。

④『礼記』儒行篇に「〔儒者の行いは〕其の特立　此の如き者有り」とあり、また「〔儒者の行いは〕其の特立・独行　此の如き者有り」。

⑤『周礼』大宰に「儒は、道を以て民を得」。

⑥『後漢書』杜林伝・『後漢書』賈逵伝・『資治通鑑』漢紀十九「且俗儒不達時宜」の胡三省注所引『風俗通』に見える。

そもそも『宋史』においては「儒林伝」と「道学伝」とを分けて、そのことで『春秋』のような毀誉褒貶の意味を込めている。しかし、それはよくない。「儒」というものは、「道学」の下位にあるものではない、というのである。つまり、「儒林は以て道学を包むに足り、道学は以て儒林を統ぶ可からざる」ものであり、儒は「道学に遜譲すること有らざるなり」なのであった。

そして、明代においては、洛・閩の学問を講じているのは、僅か数人に過ぎない。道学伝としてまとまりがないという。

且つ明の諸儒の洛・閩を講ずるの学者、河東の薛文清公（薛瑄）より外、寥寥　数人のみ。薛公は伝を立て、当に宰輔の列に在るべし。今、餘子を取りて標して道学と為せば、上は周・程・張・朱に擬するに足らず、下は儒林の盛んなるに敵せず。則ち合して一と為し、編中に於いて詳らかに源流の自りする所を叙し、覧る

者　意を以て此れを得可きに若くは莫し（同上）。

このように朱彝尊は、儒林伝と道学伝とを分けると、道学が儒の上位にくるようになってしまうのでよくないとする。また、明代にはすぐれた道学者がわずかしかいないということも述べる。つまり、陸隴其と似た立場からの批判である。ただし陽明学派については言及がない。

④湯斌

湯斌は、『宋史』道学伝の体裁にしたがうならば、『明史』道学伝は巻数が多くなるという体裁上から批判を行なう。

今日の修史、如し『宋史』道学伝の例に依れば、則ち當に薛文清（薛瑄）・曹月川（曹端）・呂涇野（呂柟）・胡敬齋（胡居仁）・蔡虚齋（蔡清）・羅整菴（羅欽順）等もて一巻と為し、王文成（王守仁）・鄒東廓（鄒守益）・銭緒山（銭徳洪）・羅念菴（羅洪先）等もて一巻と為し、顧涇陽（顧憲成）・高景逸（高攀龍）・馮少墟（馮従吾）・劉念台（劉宗周）等もて一巻と為すべし。〔というのも〕「道学伝」　多くの人を用うるに便ならざるも、諸公　道学を以て重しと為せば、亦た必ずしも前の大伝（独立の個人伝）に入れざればなり。大約　成〔化〕・弘〔治〕以上は、文清の派もて盛んなりと為し、嘉〔靖〕・隆〔慶〕の際は、文成（王守仁）の派もて盛んなりと為し、萬暦以後は、高〔攀龍〕・顧〔憲成〕の諸君子もて終う。一代の学統を平叙し、序の中に其の学術の異同を論じ、稍稍や流弊に言及すれば、固より妨げなきなり。如し道学伝を立てず、止だ儒林伝のみを称すれば、則ち薛は相臣を以て、王は勲封を以て、倶に大伝に入る。儒林は、則ち曹月川（曹端）・陳白沙（陳献章）・陳克菴（陳選）・胡敬齋（胡居仁）・羅念菴（羅洪先）・王龍谿（王畿）・羅近谿（羅汝芳）の諸公を以てすれば一二十人を得、經に注し伝を釈する者と先後並びに列す可し。漢の董江都（董仲舒）・唐の韓昌黎（韓愈）・宋の司馬文正公（司馬光）の如きは、皆な大伝に在るも、固より其の大儒為ること礙げず、孔廟に従祀さる。之を総ずるに修史と専家の著述とは同じからず。専家の著述は、一人の私見に拠る可し。旨を奉じて史を修るは必ず合に一代の公評たるべし。未だ意見を用いて譏弾を肆にす可からず（「明史凡例議」・同治庚午刊『湯子遺書』所収「湯文正公史稿」巻首・二葉～三葉）。

湯斌は、もしも道学伝を立てるならば、

○薛瑄以後の朱子学者
○左派を含まない陽明学派
○東林党の学者

をそれぞれ選んで立伝すべきだという。ただこれでは三巻となってしまう。しかも、「道学」を尊重する立場をとれば、個人の列伝に立てるべき人物も、ここに入れるしかなく、他の方法がない。それよりは、やはり「儒林伝」のみとすれば、薛瑄や王陽明は独立した個人の列伝に立てることができ、すっきりするという。湯斌は、「道学伝」の立伝に対しては、分量と修史の方法との面から疑問を提出するのである。

⑤黄宗羲

黄宗羲は、徐乾学の「修史条例」の「道学伝（理学伝）」について、四条を挙げて反駁を加える。

①「程・朱一派を以て正統と為す」

②「白沙・陽明・甘泉の宗旨は程・朱と合わず」

③「浙東学派、最も流弊多し」

④「学術の流弊〔をして〕、宜しく一是に帰すべし」

そして、それらを結論づけて、次のように述べる。

夫れ十七史以来、止だ「儒林〔伝〕」有るのみ。鄒・魯の盛んなるを以てしても①、司馬遷　但だ「孔子世家」・「孔子弟子列伝」・「孟子列伝」を言うのみにして、未だ嘗て以て道学の名を加えざるなり。儒林〔伝〕も亦た経を伝えるものの為に設け、夫の　弟子為るに及ばざるに処る者を以てすら、猶お之を孔子の弟子に伝す（「孔子弟子列伝」に入れる）。歴代　之に因るは、亦た是れ此の意なり。周・程の諸子、道徳　盛んなりと雖も、以て孔子に視れば、則ち猶然として弟子の列に在り。之を儒林に入るるは、當に允當と為す。今、故無くして之を出だして道学と為せば、周・程に在りて未だ必ずしも重きを加えず、「一統を大ぶ」（『公羊伝』隠公元年）の義に於いて乖けり。「天地人を統ぶるを儒と曰い」（『法言』君子）、「魯国を以て止だ儒一人のみ」②、儒の名目、原と自ずから軽からず。儒とは、成徳の名、猶お之れを賢と曰い、聖と曰うがごときなり。道学とは、道を以て学と為し、未だ名を成さざるなり③。猶お之れ「道に志す」（『論語』里仁・述而）と曰うがごとし。「道に志す」　以て名と為す可けんや。重からんと欲して反って軽し、名を称して義に背く、此れ元人の陋なり（「移史館論不宜立理学伝書」（注24））。

①『荘子』天下篇に「其の詩・書・礼・楽に在る者は、鄒・魯の士、搢紳先生、多く能く之を明らかにす」。

②『荘子』田子方篇に「荘子　曰く『魯国を以てして儒者一人のみ。多しと謂う可けんや』と」。

③『易』繋辞伝下に「善　積まざれば、以て名を成すに

足らず」。

儒林伝は、経書を伝えた学者のために設けるというのが、司馬遷以来の伝統である。周・程が道徳的に優れていたからといって、道学伝に立てるのは、おかしい。そもそも道学というものは「道に志す」というような意味でしかない。だから、元朝の人たちが、道学を重んじようとして道学伝を作ったのは、逆効果となっているのであるというのである。

黄宗羲は、続けて言う。

且つ其れ此の〔道学伝の〕一門を立つや、止だ周・程・張・朱の為に設け、門人を以て之に附すのみ。程氏の門人、朱子は最も呂與叔（呂大臨）を取りて、以て諸公より高しと為す。〔また〕朱氏の門人、蔡西山（蔡元定）を以て第一と為すも、皆な〔「道学伝」の記載に〕與せず。其の錯乱乖謬　折衷する所無きこと知る可し。聖朝の秉筆の諸公、自ら三代以上の人物に居らず①、而して元人の陋を師法とするは、可ならんや（同上）。

①王褒「四子講徳論」（『文選』巻五十一所収）に「三代以上、皆な師傅有り。五伯より以下、各々自ら友を取る」（「夏・殷・周の三代の君にとっては、臣が師であり、春秋の五覇以下は、それぞれ賢臣を求めて友とする）。

『宋史』道学伝は、周・程・張・朱のために作られ、それぞれの弟子が付けられている。朱子は、二程子の弟子の中では呂大臨を優れた人物とした（注25）。また、朱子の弟子では、蔡元定を第一としている（注26）。しかし、両名ともに道学伝には記載されていない（呂大臨の伝は巻三百四十・呂大防伝に付伝されており、蔡元定の伝は巻四百三十四・儒林伝四にある）。だから、『宋史』道学伝の撰述が混乱していることがわかる。ましてや、『明史』執筆者達は、夏・殷・周の三代の時のようなすぐれた人物ではないのだから、元朝の間違いを踏襲するのはどうだろうか、という。

そして、黄宗羲は、最後に次のように述べる。

某（黄宗羲）竊かに謂えらく、道学の一門は当に去るべき所なり。一切　総て儒林に帰せば、則ち学術の異同　皆な論ず無かる可く、以て後の学者の擇びて之を取るを待たん。若し其れ必ず此れを留めんと欲せば、則ち薛〔瑄〕・胡〔居仁〕・陳〔献章〕・王〔守仁〕ならん。〔というのも〕有明　業に其の理学を以て廟庭に配享すればなり。諸公の修る所の者は『明史』なり、『明史』は自ずから合に明〔朝〕に従うべし。而して其の間に去取する所有れば、猶お明朝の閣部（内閣）、

其の位　一定なるに、今　閣部当に従うべかざるを以て其の位を顚倒するが如し。可なるや、不可なるや。嗟乎、聖学は人に知らるるを求めず、之を優とし、之を劣とするは、諸儒に於いて「損益する所」（『論語』為政）無し。諸儒の著譔は、之を天下後世に伝う、明眼もて深く造り①、豈に繄れ人無けんや。竊かに恐る、絲毫の議有りて、上（康熙帝）　高明を玷くことを。深く諸公に之を慎むことを願わん（同上）。

①『孟子』離婁下に「君子の深く之に造るに道を以てす」。朱注に「造、詣也。深く之に造るとは、進みて已まざるの意なり」。

『明史』においては、道学伝は立てるべきではない。すべてを儒林伝に収めてしまえば、学派間の異同なども考慮しなくてもよくなる。もしも、どうしても道学伝を立てるというならば薛瑄・胡居仁・陳献章・王守仁であろう。明朝が理学者として祭っていたからであるというのである。

この文章を読んだ湯斌は、黄宗羲に送った書簡で次のように述べる。

「理学伝を論ずるの書（移史館論不宜立理学伝書のことか）」を読むに、弁論　精詳、至当にして不易、鄙見と字字　相い合う。〔康熙二十〕四年以来、同事の諸公と諄々と之を言う。〔しかし〕此の事を主持する者は、皆な当代の巨公・名賢なり。〔しかも〕弟（湯斌）は僻陋の郷に生長し、学識　人を動かすに足らず、之を争うも得ず。今、〔黄宗羲〕先生の大篇を得て、益々自ら見る所の謬ならざるを信ず。此れ何等なる事ぞ。私見を以て之を行なうは怪しむ可きなり（『南雷文定』付録所収＊湯斌の文集には未収録）。

湯斌の反対意見は、「当代の巨公・名賢」に対して効果がなかったという。「〔康熙二十〕四年以来」とあるのは、徐乾学の「修史條議」が正式に提出された時のことからという意味であろう。ちなみに湯斌は、康熙二十三年六月二十一日から二十五年二月二十日まで江寧巡撫として江南にいた。そして、任期が満ちると朝廷に戻る。ただ、李光地の証言によると、湯斌は朝廷で讒言にあい、翌年に死去する（詳しくは拙稿「李光地の眼を通して見た湯斌の失脚」（上）・（下）参照（『経済理論』第二七三号・第二七四号・和歌山大学経済学会・一九九六年））。

また、方象瑛（康熙六年二甲三十六名・康熙十八年博学鴻儒科二等十五名）も、康熙二十六年に書いた『明史擬稿』序で次のように伝える。

上る所の諸々の伝藁　或いは用いられ或いは否まれ、或いは改易され或いは増妥さる。事は総裁に在り。予（方象瑛）の敢えて知る所に非ず（「明史分稿残本」

・『振綺堂叢書』所収）。

実質的な編纂の実権は、明史総裁にあったというのである。

⑥毛奇齢

毛奇齢が史館にいた時に提出した意見書である「奉史館総裁箚子」や「又奉史館総裁箚子」には、「道学伝」の取り扱いについては触れていない。この時期は、

道学一伝　齟齬ありて未だ定まらざるを以てれば、遂に諸伝を不問に置く（奉史館総裁箚子）。

と述べるくらいである。

毛奇齢が、道学伝について発言するようになるのは、帰郷してからである。『明史』編纂に参加していた時には、積極的にこの問題にかかわっていた様子は見えない。宮廷にいる時は、慎重に行動しようとしていたのであろうか。

さて、帰郷してから毛奇齢は、道学伝について次のように述べている。

向に史館に在りしとき、同館官の張烈　「陽明は道学に非ず」と倡言す。予（毛奇齢）　頗る之を争いて謂う「道学は異学にして、宜しく〔道学の中に〕陽明有るべからず。然れども陽明は故より儒なればなり」と。時に徐司寇（徐乾学）　予（毛奇齢）が言を聞きて問う「道学これ異学なりとは、何ぞや」と。予（毛奇齢）之に告ぐ。徐〔乾学〕大いに驚きて、急ぎて其の弟の監脩公（徐元文）暨び史館総裁（徐元文が監修の時であれば、葉方靄と張玉書）に「道学の名を削り、勅して『明史』に「道学伝」を立てず、祇だ儒林伝のみを立て、而して陽明　勲爵に隷くを以て、儒林の外に出だせ」と語ぐ。是に于いて道学の名、則ち此れ従り削り去る。之を一快（一件快事）と為す（弁聖学非道学文）。

毛奇齢は、張烈の王陽明は「道学伝」に入れるべきではないという議論に対して、道学そのものが異学なので、儒者の王陽明を道学伝に立てることはできないと主張する。そして、その意見が総裁官たちを動かして道学伝は立てられることはなくなった、というのである。これは、六で見る毛奇齢の発言と大筋では同じである。ただ、毛奇齢がここで道学伝が立てられなかったことに関係したというのは、後になって自分の立場から都合のいいように述べたものであろう（注27）。

六、「道学伝」の不成立の決定

毛奇齢は、康熙三十六年頃になって、王陽明伝について、

次のようなことがあったと、回想している。

往に、史館に在る時、同官の尤悔庵（尤侗）　題を閧（さゆう）（くじびき）して王文成伝を得。総裁　〔尤侗の書いた王陽明〕伝中に講学の語　多きを悪み、駁して刪去せしむ。同官の張武承（張烈）　遂に意もて極めて陽明を詆らんことを希う（折客辨学文）（注28）。

尤侗が王陽明伝を書いたのは、尤侗の年譜である『悔菴年譜』（巻下・六葉・康熙年間刊本『西堂全集』所収）によると、康熙二十二年七月には、帰郷しているので、二十二年七月以前のことであろう。

しかし、毛奇齢は王陽明を擁護する。

〔そこで、毛奇齢がいちいち反駁して王陽明を擁護したので〕、武承（張烈）　大いに怒り、之を総裁に愬（うった）え、帰りて即ち「訐陽明」（「王学質疑」のことか、もしくはそれの類する書物か）一書を作り、将に之を進めんとす（同上）。

そうこうするうちに、張烈が亡くなる。そして、王陽明伝は、総裁の一存で、独立の個人伝として立てられることになる。

……武承（張烈）　已に死し（陸隴其「王学質疑後序」によると、康熙二十四年十一月に亡くなる）。既にして文成（王陽明）の一伝〔については〕館中　紛々たり。道学〔伝〕に宜しと言う者有り、儒林〔伝〕に宜しと言う者有り。総裁　断じて曰く「勲臣〔の伝〕に宜しと言う者有り。

そして、続けて「又た曰く」として、道学伝についても述べている。

〔総裁〕又た曰く「前史　道学伝無し。惟だ宋にのみ之れ有り。今、何ぞ必ずしも然せんや。道学の名を立つること無く、但だ儒林を立て、陽明の徒を其の中に屏（おお）わんことを請う。如何」と。衆　皆な唯々たり。独り予（毛奇齢）のみ然りと謂わず。然れども挽（ひきもど）す能わざるなり……（同上）。

総裁が、道学伝を立てないことを決定し、毛奇齢以外の人たちは「唯々」として従ったというのである。

ここで「武承（張烈）　已に死し」とあることから、道学伝を立てないことが決まったのは、康熙二十四年十一月以後のことであり、毛奇齢が帰郷する康熙二十五年以前のことであろう。毛奇齢が、総裁の一存で決定したということからすると、当時の総裁であった陳廷敬か張英か王鴻緒などが、道学伝の問題に決着をつけたのである。ただ徐乾学の「脩史條議」が、康熙二十四年頃に正式に提出されていることや、五⑤で引用した湯斌の書簡などによると、高官たちは康熙二十四年の段階でも、『明史』に道学伝を立

てることのほうに積極的であったのであるが。

毛奇齢は、自分に都合のいいように、議論を書き替え、前後の文章に矛盾があっても、平気な人物であったようだから、あまり信用できないかもしれない。だが、湯斌の証言などをあわせて考えてみると、やはり最終的に『明史』道学伝を立てないことを決定したのは、監修もしくは総裁の地位にあった高官たちであった。ではどうして、高官たちが急に方向転換をしたのであろうか。反対意見が認められたためであろうか。

恐らくそこには、康熙帝の新しい意向がはたらいていたのではないか。そもそも康熙帝の道学観は、康熙二十四・五年頃に、大きく変化する。原因は、宮廷内のいわゆる道学者を自称する官僚に失望するようになったためである。道学伝を立てることが、最終的に断念されたのは、この流れをうけたからであると考えられる。いま見てきたような学者の反対意見が採用されたわけではなかった。

以上のように、『明史』道学伝を立てるかどうかの議論は、康熙帝の意向を考慮した科甲出身の高級官僚たちの思惑に対する、博学鴻儒の及第者たちの批判であった。もっとも、批判ついての反論はなされていないから、議論といえるかどうかは分からないのだが。これは、大胆な言い換えが許されるならば、明朝の学術界の歴史を自分の学派的な価値観からとらえようとした学者と、康熙帝に対する自己の立場を有利にしようとした政治家たちとの議論であったといえる。

王鴻緒は、道学伝についてはっきりと決着した後の康熙五十三年に出版された『明史列伝藁』儒林一において、次のように述べる。

『宋史』　道学・儒林を分かちて二と為して自り、周・程・張・邵・朱・張の七子を尊んで道学と為し、附するに程氏・朱氏の門人を以てす。是に於いて天下伊・雒の淵源を知り、上は洙・泗に接し、世の鉅儒・宿学と雖も、而れども其の学術　苟も毫釐銖黍の岐有れば、即ち宗派を承くるを得ず。統緒を嗣ぐは甚だ厳にして且つ正し。明代の二百七十餘年間、能く理学を昌明する者　頗る衆し。顧だ程・朱と鼎峙するに堪うるは、殆ど其の人を難しとす①。……蓋し明代の諸儒原とより宋に逮ばず。故に道学の名を別標せず、止だ其の品を核し、疵無きに詣る者もて儒林伝を作る。餘子の事績の紀す可きもの有れば、則ち他の伝に列す。……論　定めるの責は②、後の君子に俟つ③（『明史列伝藁』列伝一百五十八・儒林一・一葉～二葉＊『明

史藁』列伝一百五十八・儒林一・一葉～二葉も同じ)。

①沈約の「斉故安陸昭王碑文」(『文選』巻五十九所収)には「式て儲命を掌らしめんとし、帝は其の人を難しとす」とあり、そこに付された李善注によるとそれは『尚書』皐陶謨に「禹　曰く『吁、咸な時の若きは、惟れ帝も其れ之を難しとす』」とあり、孔安国は「堯帝も亦た人を知ることを以て難しと為すを言う」と注することに基づくと言う。

②『礼記』王制に「進士の賢なる者を論じて、以て王に告げ、而して其の論を定む。論　定まりて然る後に之に官にす」。

③『公羊伝』哀公十四年に「春秋の義を制して以て後聖を俟つ」とあり、それをふまえた司馬遷の「太史公自序」には「之を名山に蔵め、副は京師に在り。後世の聖人・君子を俟つ」とある。

道学の伝授はきわめて厳格なものである。そのうえ、明代には程・朱に匹敵するような儒者はあらわれず、宋の儒者に及ばない。したがって、道学伝は立てないというのである。これなどは、道学伝に反対した人たちの意見と似通ったものである。これだけを見ると、反対派の意見に従ったようにみえる。ところが実際には、見てきたように、最終的には高級官僚である政治家が康熙帝の意向を受けて決定したようである。つまり、学者の議論ではなく、政治的意向に沿って決まっていったといえるのではないだろうか。

注

1　銭大昕(雍正六年～嘉慶九年〔一七二八～一八〇四〕)も『明史』を同じように評価する。

……蓋し六十餘年の久しきを閲て、議論　平允、攷稽詳核にして、前代の諸史の能く及ぶもの莫きなり……(『十駕齋養新録』巻九・明史条)。

2　中国第一歴史檔案館には、この疏の原本が所蔵されており、全文が紹介されている(「王鴻緒事略清冊」・『歴史檔案』一九九一年三期・総四十三期)。また、この疏は『明史藁』巻首にも掲載されている。両者を比較すると、僅かな文字の異同はあるもののまったくの同文である。ここで引用した『清史列伝』所収のものは、それをうまく要約しているので、そちらを用いた。ちなみに、王鴻緒のこの疏は、『康熙実録』・『康熙起居注』ともに記載されていない。ただ、『康熙実録』巻二百五十八・康熙五十三年三月丁巳(十六日)条に、次のようにあるだけである。

原任の戸部尚書の王鴻緒　撰する所の『明史列伝』二百八十(ママ)巻を進む。命じて明史館に交(わた)せ。

3　上海図書館には、「陳乃乾拠初刻本校」という『明史藁』がある。「列伝」の部分のみが校勘されているので、おそらく、ここで拠った「初刻本」とは、『明史列伝藁』と考えられる。ところが、この校本『明史藁』は、上海図書館所蔵『明史列伝藁』と異なった『明史列伝藁』を用いて校勘されているようである。というのも、上海図書館所蔵『明史列伝藁』の本文と違った文章にしたがって校勘されている箇所がまま存在するからである。そこからすると、陳乃乾が校勘に用いた「初刻本」の『明史列伝藁』と、上海図書館所蔵『明史列伝藁』とは異なるものである可能性もある。

4　北京の各所蔵機関にある『明史』稿本について調査した黄愛平の「『明史』稿本考略」(『文献』第十八輯・一九八三年)によると、稿本には次のようなものが現存すると言う。

①康熙二十九年＊萬斯同　改修稿本　四百十六巻
②康熙四十六年＊熊賜履　進呈稿　四百十六巻
③雍正元年　＊王鴻緒　改修本　三百一〇巻
④雍正十三年　＊張玉書　改修本　三百三十二巻

私は、すべて未見であるため、何も言うことはできない。しかし、①について言うと、黄愛平の調査報告している体裁が、上海の復旦大学図書館所蔵の、伝萬斯同『明史』列伝の鈔本(呉傑によって萬斯同の手稿本であるとして紹介されている〔「萬斯同の『明史列伝』について(要旨)」・『明代史研究』十八所収・一九九〇年〕)とよく似ている。また、私が復旦大学図書館所蔵で実際に閲覧したところ、この鈔本は、萬斯同の手稿本とは断定できないと思う。というのも、手稿本の巻頭に列伝部分のものと同じ筆跡で、萬斯同の伝が書かれているからなどである。なお、呉格・復旦大学図書館古籍部主任のご教示によると、これは乾隆期に作成された鈔本ではないか、とのことである。この時期、萬斯同の『明史列伝稿』と称する鈔本がかなり存在したらしい。この種の鈔本と、先の王鴻緒の康熙五十三年刊『明史列伝藁』とがどのような関係にあるのかは、今のところ分からない。したがって、黄愛平が指摘する萬斯同の稿本というのも復旦大学図書館所蔵の鈔本と似通った乾隆期に作成ものではないかとも考えられる。ただ、私は北京の稿本は見ていないので、はっきりとしたことは言えない。

また、『明代史籍彙刊』第二輯に、国立中央図書館所蔵の題徐乾学撰という『明史列伝』の影印本が収められている。この題徐乾学撰をされる稿本と黄愛平の調査した稿本とがどのような関係であるのかも今のところよく分からない。

5　博学鴻儒と博学鴻詞とは、本来異なるものである。『霞外攟屑』巻七・「梅崖居士文集」条に、次のように言う。

按ずるに雍正十一年四月八日、詔を奉じて「博学宏詞」

を挙ぐ。乾隆元年に始めて詔を下すに非ざるなり。且つ名づけて「博学宏詞」と曰う。康熙己未（康熙十八年）の「博学鴻儒」と称する者と稍や同じからず。

ところが、後になるとこの両者はよく混同されるようになる。また、ここで「鴻」を「宏」に替えて「博学宏儒」としているのは、乾隆帝の諱の「弘曆」の「弘」字と、「鴻」字とが音が近いということから「宏」字に改められたものである。

6 『新唐書』巻二百二十三上・姦臣伝上（李林甫）に、次のようにあるのにもとづく。

時に帝　詔するに天下の士の一芸有る者は闕に詣りて選に就くを得ん、と。〔李〕林甫　士の詔に対して或いは己れを斥くあるを恐れ、即ち建言して言う「士　皆な草茅なり。未だ禁忌を知らず、徒だ狂言を以て聖徳を乱さん。請う悉く尚書省の長官に委ねて試問せんことを」と。御史中丞をして監総（監督し処理する）せしむれば、一の中程（合格）する者無し。〔李〕林甫　因りて賀して上まつり、以て野に才を留めるもの無しと為す。

7 原文「都下都紛紛」の下の「都」字は衍字と思われる。次注に引く施閏章の書簡では「都下紛紛」に作っているからである。

8 乾隆十二年・杭世駿序のある『施愚山先生年譜』巻四・二葉～三葉（康熙十八年己未・先生六十二歳条）には、「子に示す札に云う」として、この書簡を引用している。そこでも、僅かな文字の異同を除いて、ほぼ同文である。また、「清彝」はそのままになっている。

9 「施愚山鴻博時家書墨迹」は、施閏章の真筆として秘蔵されてきたため、刊本となっていなかった。『施愚山集』（黄山書社・一九九二年刊）に収められてはじめて、容易に見ることができるようになった。

10 たとえば、雍正十一年四月己卯（二十八日）の内閣への諭旨で、次のように言っている。

朕（雍正帝）　本朝人の刊写せる書籍を覧るに、凡そ「胡虜」・「夷狄」等の字に遇えば、毎に空白に作る、又た或いは形声を改易すること、「夷」を以て「彝」と為し、「虜」を以て「鹵」と為すの類の如き、殊に解す可からず。其の意を揣るに蓋し本朝の為に忌諱し、之を避け以て其の敬慎を明らかにせんとすればなり。〔しかし〕此れ固より理に背き義を犯し不敬の甚だしき者なるを知らざるなり。……嗣後、臨文作字（文章を作る）及び書籍を刊刻するに、如し仍お前轍を蹈みて、此れ等の字様を将って空白にする及び更換する者あれば、大不敬律に照らして治罪せよ。……（『世宗実録』巻一百三十・雍正十一年四月己卯条）。

雍正帝は、「夷狄」を「彝狄」に書き改めた例について処罰するように命じているだけで、「清彝」とは直接関わらない。し

かし、後になればなるほど慎重にならざるをえない文字づかいであった。

11 『己未詞科録』（巻一・十六葉）所引の「全祖望『詞科摭言』」による。ただし、『康熙実録』や『康熙起居注』などには、この記載は見当らない。

12 この詩は、江浩然『曝書亭集箋註』巻十三（二十八葉）・楊謙『曝書亭詩註』巻十二（二十九葉）ともに康熙二十六年に編年されている。両注釈書ともに『曝書亭集』所収の詩文がほぼ時代順に並べられていることに従って編年をしているためである。ところが、康熙二十五年に朱彝尊が自ら編纂した『騰笑集』巻四には、この「詠古」二首が収められている。また、『騰笑集』を影印した上海古籍出版社の「出版説明」には、『曝書亭集』と比較した結果として三点をあげている。その一つで、次のように述べている。

> 『曝書亭集』の詩は年を按じて排比すると雖も、編年は実に譌誤有り（「出版説明」三葉・『騰笑集』上海古籍出版社・一九七九年刊）。

したがって、『曝書亭集箋註』・『曝書亭詩註』ともに康熙二十六年の作とするのは、疑問がある。

13 『清史列伝』（巻七十一・文苑伝二・朱彝尊）によると、この箇所は、

> 是の時（康熙二十三年）、〔朱〕彝尊　方に『瀛洲道古録』一書を輯せんとし、私に小胥（筆写生）を以て四方より経進さるの書を録し、学士牛鈕の劾する所と為り、降一級とさる。

とある。「楷書手」を「小胥」と書き替えている。「小胥」とは、杜甫「贈李八秘書別三十韻」に「乞米佳客に煩わし、摭詩小胥に聴す（まか）」と用例があり、筆写生の意に理解した。

14 「揖」とは、『儀礼』郷飲酒礼に「主人　揖して先に入る。賓　介に厭し、門に入りて左す」の鄭玄注に、「手を推すを揖と曰い、手を引くを厭と曰う」などとある。なお、段玉裁は『説文解字注』「揖」（十二篇上・二十三葉）で、

> 今文は「厭」皆な「揖」に作る。則ち今文の礼は「揖」有りて、「厭」無し。

と述べる。また、『説文解字』には「一に曰く」として、「手匈に箸くを揖と曰う」（『説文解字注』揖・十二篇上・二十二葉）とある。

また、「一揖」という言葉は、唐代あたりより使用例がある。『宋史』巻三百六十・趙鼎伝には、

> 〔秦〕桧　執政を率いて往き其の行くに餞す。〔趙〕鼎　礼を為さず、一揖して去る。〔秦〕桧　益々之を憾む。

とあり、丁寧な礼ではなかったようである。

15 『春秋左氏伝』成公十六年に「敢えて使者に粛せず」とあり、その杜預の注に、

粛は、手　地に至す、今の摝の若し。

とある。

16　張岱は、『石匱書』を南宋末・元初の鄭思肖の『心史』になぞらえていた。『心史』は、崇禎十一年（一六三八）年十一月八日に蘇州の承天寺の井戸のなかから、鉄の函にはいった状態で発見された書物である。内容は、「正に有宋　国を失いし時の作にして、皆な痛哭流涕の言あり」（明・文従簡「心史跋」）というものであった。

17　この事略は、黄宗羲が自から撰し、康熙二十七年に刊行された『南雷文定前集』巻九による。康熙二十一年に刊行された『吾悔集』巻之一では、「先妣姚太夫人事略」となっており、いま引用した箇所は削除されている。

なお、黄宗羲は「南雷文定凡例四則」（靳治荊序刊の『南雷文定』所収）で、次のように述べている。

鄙作　已に刻する者に『南雷文案』・『吾悔集』・『撰杖集』・『蜀山集』有るも、皆な門人の分刻にして、一時に脱稿し、未だ持擇を経ず。……欧陽公（欧陽脩）　晩年に、平生の文において改竄する所多し。太夫人　之を呵（とが）めて曰く「汝　先生を畏るか」と。公（欧陽脩）答えて曰く「先生を畏るに非ず、後生を畏るるのみ」と①。余（黄宗羲）旧本に於いて間ま改削する者有り。敢えて欧陽公に比するに非ざるも、後生を畏るの意は、則ち同じきなり……。

①『論語』子罕篇に「後世　畏るべし。焉くんぞ来者の今に如かざるを知らんや……」。

康熙二十七年刊の『南雷文定』以前の黄宗羲の文集は、彼の門人が編纂したというのである。したがって、『南雷文定』を自ら編むにあたって、この箇所を原形に戻したということは、黄宗羲としては、明史館に書簡を送った事実を後世に残す意図があったのだろうか。

18　李光地は翰林院掌院学士に「陞」ったと述べている。周知のように「陞」とは、一ランク上の官に進むことである。しかし、『康熙朝品級考』によると、内閣学士は正三品であり、翰林院掌院学士も正三品となっている。では、李光地の言い間違いかというと、そうでもなさそうである。というのも、翰林院掌院学士の地位というのは、李光地が「本朝の掌院（翰林院掌院学士）　大拝さる者多し」（『榕村語録続集』巻十四・本朝時事・一葉）というように、尚書への近道であったのであろう。したがって、李光地の意識としては、「陞」と表現したのではないだろうか。

19　康熙二十五年十月二十八日に康熙帝は、次のようなことを述べている。

上（康熙帝）　又た大学士等を顧みて曰く「『続資治通鑑綱目』一書、朱子『資治通鑑』綱目』に逮ばざること、

遠く甚だし。其の中　前人を勦襲する處　甚だ多し、殊に草率と為す」と（『康熙起居注』康熙二十五年十月二十八日己卯条）。

したがって、『康熙起居注』には記録されていないが、李光地の発言もこの時であった可能性もある。李光地は同年十二月十三日に翰林院掌院学士に任命されている。

なお、『康熙起居注』について、李光地は『榕村語録續集』において

起居注は、凡そ予の奏対する所の語、一つをして載せる者なし。大約人有りて之を去りしならん（『榕村語録續集』巻十五・本朝時事・八葉）。

とのべ、記録されるかされないかは、かなり起居注官の裁量にまかされていたように伝えている。

20　徐乾学の「脩史條議」がいつ頃、『明史』編纂の基本方針案として正式に提出されたのかは、はっきりしない。ただし、「脩史條議序」（『憺園文集』巻十九・二十一葉）には、「自ら惟うに腐儒（徐乾学）通籍して十有五年」とあり、また徐乾学が康熙九年の探花及第であることからすると、康熙二十四年頃と考えられる。

また、「脩史條議序」には、次のようにも述べている。

……葉公（葉方藹）下世し、某（徐乾学）　命を被り、同じく学士の陳［廷敬］・張［玉書］二公、侍読学士の孫公［孫在豊］、侍読の湯公［湯斌］、暨び門人の王庶子（王鴻緒）と総裁官と為る①。而るに舎弟（徐元文）　柏府の職（都察院左都御史）を罷むるも②、留まりて史事を領す。益々向に討論する所の者を以て、詳らかに商搉を為し、六十一條を得て、之を館中に存し、相い與に整斉慎覈にし③、以て一代の信史を成し、皇上の簡命に負くこと無きを庶幾わんのみ（『憺園文集』巻十九・二十葉～二十一葉）。

①『清史列伝』徐乾学伝などによると、徐乾学たちが総裁官に任命されたのは、康熙二十一年のことである。

②徐元文が都察院左都御史を降三級調用となったのが、康熙二十二年十二月十九日である（『聖祖実録』巻一百十三・康熙二十二年十二月丙辰［十九日］条）。

③『後漢書』列伝巻三十上・班彪伝に「今、此の後篇（『史記』に続く歴史書）、其の事を慎覈にし、其の文を整斉にし、「世家」を為らず、唯だ「紀」・「伝」のみとす」。

康熙二十二年十二月以降になって、それまで『明史』編纂の体例の討論したものを定めて、六十一条にし、明史館に置き議論したというのである。「脩史條議」の内容は、康熙二十二年の年末あたりから、明史館で議論されたのであろう。したがって、

五で見る道学伝に対する反対の意見は、たとえば、朱彝尊のものを見ても分かるように、この康熙二十二年末から二十四年の間に提出されたのであろう。

21 彭孫遹、字は駿孫、号は羨門。浙江、海塩の人。順治十六年二甲六名で進士となり、内閣中書舎人候補主事になっている。後、博学鴻儒科に一等一名で及第して、翰林院編修を授かる。光緒『海鹽県志』（巻十六・人物傳・八葉～十葉）によると、康熙二十四年に国子監司業、ついで翰林院侍講学士、そして侍講学士となり、康熙二十七年三月二十一日に内閣学士教習庶吉士となる。ついで康熙三十年十一月十二日から吏部右侍郎となり、三十六年八月二十二日に致仕（退職辞任）し、三年後に七十歳で亡くなる。吏部右侍郎であった時、明史総裁官に充てられている。

なお、彭孫遹の文集である『松桂堂全集』巻二十六は、丙寅（康熙二十五年）の詩を収めている。その中の「初度日」詩の割注に「時に初七日冬、馬歯　五十六年に至る」とある。すると、卒年は六十九歳となる。

また、この「明史立道学忠義二伝奏」には、日付がないのではっきりとはしないが、康熙十八年から康熙二十五年の間に書かれたものであろう。というのも、「道学伝」は康熙二十五年頃に立伝しないという決定がなされたようだからである。

22 黄宗羲の七世の孫の黄炳垕の『黄梨洲先生年譜』（道光二十七年〔一八四七〕刊）には、次のようにある。

特旨を奉ずるに「凡そ黄宗羲の論著する所及び見聞する所有りて、『明史』に資する者有れば、該地方の官をして鈔録して京に来らしめ、宜しく史館に付すべし」と（『黄梨洲先生年譜』康熙十九年庚申条）。

また、同じく『黄梨洲先生年譜』によると、子の黄百家が明史館に招かれた時に、黄宗羲は次のように言ったという。

徐公（徐元文）　又た主一公（黄百家）を延きて史局に参せしむるに、公（黄宗羲）　書を以て之に戯れて曰く「昔　首陽の二老（伯夷・叔斉）　孤を尚父（呂尚）に託し、遂に三年　薇を食うを得、顔色　壊たず。今、我（黄宗羲）　子（黄百家）をして公（徐元文）に従わしむれば、以て我を置く可し」と（同上）。

23 『論語』述而篇の「述べて作らず」の朱注に「述とは、旧きを伝えるのみ。作とは、則ち創始するなり。故に作は聖人に非ざれば能わず、述は則ち賢者も及ぶ可し」とある。

24 この「移史館論不宜立理学伝書」は、『南雷文定』四集と『撰杖集』とに収められている。ただし、『四部叢刊』所収の無錫孫氏小緑天蔵本『撰杖集』は原刻本ではなく、原刻抽改本である。そのため、この文章は目次にはあるものの、文章そのものは削除されている。なお、『四部叢刊』所収の黄宗羲の文集の

抽改については、陳乃乾「黄梨洲文集舊本考」（陳乃乾編『黄梨洲文集』所収・中華書局・一九五九年刊）が述べており、またそれを批判継承した呉光『黄宗羲著作彙考』廿三　南雷文集考（台湾学生書局・一九九〇年刊）に詳しい。

25　『朱子語類』巻第一百一・程子門人・呂與叔に

其（呂大臨）の論　甚だ高し。其（呂大臨）をして死せざらしめば、必ず用う可きもの有り。

とある。

26　『宋元学案』（巻六十二・西山蔡氏学案）に、

先生（蔡元定）　文公（朱子）に従い遊ぶこと最も久し。精識博聞にして、同輩　皆な及ぶ能わざるなり。

とある。また、「西山蔡氏学案」には、『宋元学案』を補定した全祖望の案語があり、

〔全〕祖望　謹んで案ずるに、西山蔡文節公（蔡元定）朱門に領袖たり……。

としている。

27　ここで徐乾学のことを、徐司寇と述べている。徐乾学が、刑部尚書（大司寇）に改められたのは、康熙二十七年二月二十七日のことである。また、毛奇齢は康熙二十五年頃に帰郷している。したがって、この文章が書かれたのは、康熙二十七年以降で、郷里で意見を自由に述べてもかまわない時期であったようだ。

また、毛奇齢は、着想がわくと、過去にさかのぼって、議論を蒸し返す傾向を持った学者であった。

潜丘（閻若璩）　初め『〔古文尚書〕疏証』を成し、西河（毛奇齢）に寄（おく）りし時、西河　書を貽りて祇だ書中の朱・陸の辨を争うのみにして、「古文」の真偽に及ばず。是れ其の時、壁経の源流に於いて、尚お未だ一考あらざるなり。剛主（李塨）　進むるに『尚書』は偽に非ざるの説」①を以てするに迨びて、『冤詞』作らる。……之を総ずるに、西河　固より潜丘に心折（敬服）す。而れども必ず強いて〔閻若璩と〕與に勝ちを争わんと欲す。此れ其れ西河為る所以なり（張穆『閻潜丘先生年譜』康熙三十二年癸酉条）。

①毛奇齢の「寄閻潜丘古文尚書冤詞書」（書・巻五）によると、「與桐郷之銭氏作古文尚書真偽之辨」のことか。

28　この「折客辨学文」は、末尾に、「康熙丁丑閏月、録す」とあることからすると、この文は康熙三十六年頃に書かれたのであろう（佐々木愛の前掲論文「毛奇齢の思想遍歴」注19・注64によれば、まだ少し後の時代に書かれた可能性があると述べる）。